

一宮中学校貯水槽更新工事

図 面 目 次		
番 号	図 面 名 称	縮 尺
M-01	機械設備特記仕様書(1)	——
M-02	機械設備特記仕様書(2)	——
M-03	配置図・附近見取図・工事概要	S=1:500
M-04	既存 給水全体系統図	——
M-05	改修 給水全体系統図	——
M-06	既存 屋外給水管外構図	S=1:400
M-07	既存 受水槽廻り平面図	S=1:200
M-08	改修 受水槽廻り平面図	S=1:200
M-09	改修 受水槽廻り平面詳細図	S=1:50
M-10	仮設 受水槽廻り平面図	S=1:200
M-11	既存・改修 高置水槽平面図	S=1:50
M-12	改修 給水アイソメ図	——
M-13	改修 給水アイソメ図(4階南舎便所)	——
E-02	電気設備特記仕様書(2)	——
E-03	受変電設備単線結線図	S=1:30
E-04	受水槽廻り等平面図(改修前・後)	S=1:100・200
E-05	受水槽廻り平面図(仮設図)	S=1:100

有限会社 常石設備設計室

一宮中学校貯水槽更新工事						
I 工事概要						
1. 工事場所 高知市一宮南町1丁目3番1号						
2. 建物概要						
建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令	都市計画法に基づく
校舎	鉄筋コンクリート造	4階建	延べ面積	主要用途	別表第一	用途地域
			7,268㎡	学校		
備考						
3. 工事項目						
I. 屋外						
1 給水設備	一式	3	動力設備	一式	5	発生材処理
2 建築工事	一式	4	撤去工事	一式		
4. 関連工事等 <ul style="list-style-type: none"> 建築工事 電気設備工事 衛生設備工事 空調設備工事 植栽工事 外構工事 解体工事 						
5. 概成工期 <ul style="list-style-type: none"> 完成期限の()日前 (令和 年 月 日) 						
6. 部分使用(工事請負契約書第3.4条第1項)						
II 設備工事仕様						
1. 特記仕様						
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。						
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。						
3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。						
4) 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。						
5) 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。						
2. 適用基準等						
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の以下による。						
※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版						
※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版						
※ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版						
※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版						
給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。						
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について						
()発注者指定型 ()受注者希望型						
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする						
「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。						
(https://www.city.koohi.koohi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)						
・対象外(理由:)						
4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について						
※対象・見込んでいない(理由: ※過去の066℃に基づき算定した日数が0日のため)						
()						
・見込んでいる(作業不能日数: ※現場説明書による)						
()						
・対象外(理由:)						

項目	特記事項
一般共通事項	
① 官公署その他への手続き	工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。(1.1.3) [1.1.3] ・給水装置新設分担金
② 工事実績情報サービス(GORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録に関する規約」による。(1.1.4) [1.1.4]
③ 書類の書式等	工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(1.1.5) [1.1.5]
4 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。(1.2.1) [1.2.1]
5 総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承認を受ける。(1.2.3) [1.2.3]
⑥ 施工図等の取扱い	施工図等の内、監督職員の承認を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。(1.2.3) [1.2.3]
⑦ 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。 電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。(1.2.4) [1.2.4]
⑧ 工事写真	工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) 撮影方法は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承認を受ける。なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」による。(1.2.4) [1.2.4]
⑨ 下請負者の報告	各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。
10 電気保安技術者	適用する (1.3.2) [1.3.2]
⑪ 施工条件	施工日及び施工時間 ※(1.3.3)、[1.3.3](1)による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 図示 その他の施工条件 ・施設を利用しながらの工事となるので、作業時間・内容・大きな騒音または振動を伴う作業については施設管理者と協議のうえ、作業時間を指定する場合がある。 ・現場着手は基本夏休み期間(予定:7月18日～)に入ってからとする。準備工事等は問わない。 ・登下校時間帯や生徒の通行が多い時間帯は資機材の搬入出を避けるなどの配慮すること。 ・仮設、本設給水の切替について、可能な限り断水時間を短くするよう努めること。
⑫ 工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着工のときから完成期限より2日後以降までの期間とする。
⑬ 契約保証	※ 金銭的保証方式 ()無
⑭ 前払金支出割合分補正	有
⑮ 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に對してできると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。

項目	特記事項
16 統括安全衛生管理職務者の指名	労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。(1.3.5) [1.3.5]
⑰ 発生材の処理	産業廃棄物の選搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の選搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。(積替・保管についても同様とする。) 産業廃棄物の収集・選搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にその写しの写しを提出しなければならない。 ただし、廃棄物処理法を遵守し、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかに写しの写しを提出しなければならない。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理機構を使用する場合は別途協議する。 ・引き渡しを要するもの () ・現場再利用を図るもの () ※ 再生資源化を図るもの () ※ コンクリート ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 () () ※ 木材 ※ アスファルトコンクリート () ※ 有価物処理を図るもの () ※ 金属 () 有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。 ・特別管理産業廃棄物の処理方法 () ・PCB使用機器 PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 ・フロン類の回収・破壊を図るもの () ・業務用エアコンディショナー ・冷蔵庫冷凍機器 フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 ・特殊な建設副産物 () ・六ふっ化硫黄ガス ・イオン化式感知器 開閉器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。 <せっこうボードの処理方法> ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理 ※ 管理型最終処分場埋立処分 () ・製造業者に処分を委託 石膏含有及びひ素・カドミウム含有せっこうボード以外のせっこうボードの処理 ・管理型最終処分場埋立処分 () ・再資源化施設で再資源化 (1.3.9) [5.1.1]
⑱ 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)	再生資源利用(促進)計画書及び実施書、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。 a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jaic.or.jp/)より、利用申請を行う事ができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。
⑳ 石綿含有材の事前調査	事前調査範囲 ※ 改修範囲 <6.1.3> 資与資料 ※ 有 ・既存の設計図書 () ・ 無 分析調査 ※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 <6.1.3> ・ 行う (調査材料使用部位 調査材料名 検体数) 分析方法 ※ 定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。
20 化学物質の室内濃度の測定	※ 別契約の受注者にて実施 濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。 ・本工事にて実施 化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける連絡等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン 測定箇所 () 箇所 測定時期 ※ 完成前 ・着手前 測定対象室 () (1.5.8) [1.6.9]
㉑ グリーン購入法	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。(1.4.1) [1.4.1]
㉒ 設備機材等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(順不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承認を受ける。(1.4.2) [1.4.2]

項目	特記事項
㉓ 特別な材料の工法	公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承認を受けて当該材料製造所の指定による。
㉔ 技能士の適用	本工事に該当する工事項目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工(配管工事) b) 熱絶縁施工(保温工事) c) 建築板金施工(ダクト製作及び取付) d) 冷凍空調和機器施工 (1.5.2) [1.6.2]
㉕ 完成時の提出物	公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。(1.7.1) [1.8.2] 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙金文字製本(A4版) 1部 ※ 要 ・ 不要 (完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。) b) 完成図2ツ折り製本(A3版) 1部 ・ 要 () 不要 c) CADデータ(図面1枚につき1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要 d) PDFデータ(全図面を1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書(説明書(A4版)、電子データ) 1部 ・ 要 () 不要 f) 工具類(・ 銷鉄蓋フック ・ 制水弁ハンドル ・ 掃除口ハンドル)
26 建築物等に関する説明書	作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。(http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html) 完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。(1.7.3) [1.8.4]
㉗ 取扱い説明	完成時の提出図書(建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む)を用いて、施設管理者及び利用者向け説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。(1.7.3) [1.8.4]
㉘ 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届けなければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届けなければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。
㉙ 不正経油の使用の禁止	a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正経油を使用してはならない。 不正経油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素(重油、水素等) b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。
30 消防計画	工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承認を得て届出を行う。
㉚ 工事用水・電力	構内既存の施設(用水) ()利用できる() ※ 有償 ・ 無償 () ※ 利用できない 構内既存の施設(電力) ()利用できる() ※ 有償 ・ 無償 () ※ 利用できない 構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)～e)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようとする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)～e)にd)～e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に止水器を設けて、仮設配管を施工使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送電網などの架設線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。
32 仮囲い	※別契約工事 図示
㉛ 砂利地盤	原則として再生クラッシュランを使用する。
㉜ 保護砂	原則として再生砂を使用する。 その場合、六価クロム抽出試験を行い、環境基準に適合すること(0.05mg/l以下)を確認し監督職員に提出すること。
㉝ 埋戻し	※ 細粒質土 ・ 砕石
㉞ 建設発生土の処理	※ 構外搬出適切処理(搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する) ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構外指示の場所に処分(搬出調査等を提出する) 受入れ施設名: 受入れ場所: 構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 500㎡以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。 (https://www.city.koohi.koohi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hannsyutusaki.html)
37 電気主任技術者への報告	電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要書類図面等の提出について指示に従う。
㉟ 工事特等	受注者は、自ら立案した工事特等、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時まで所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。

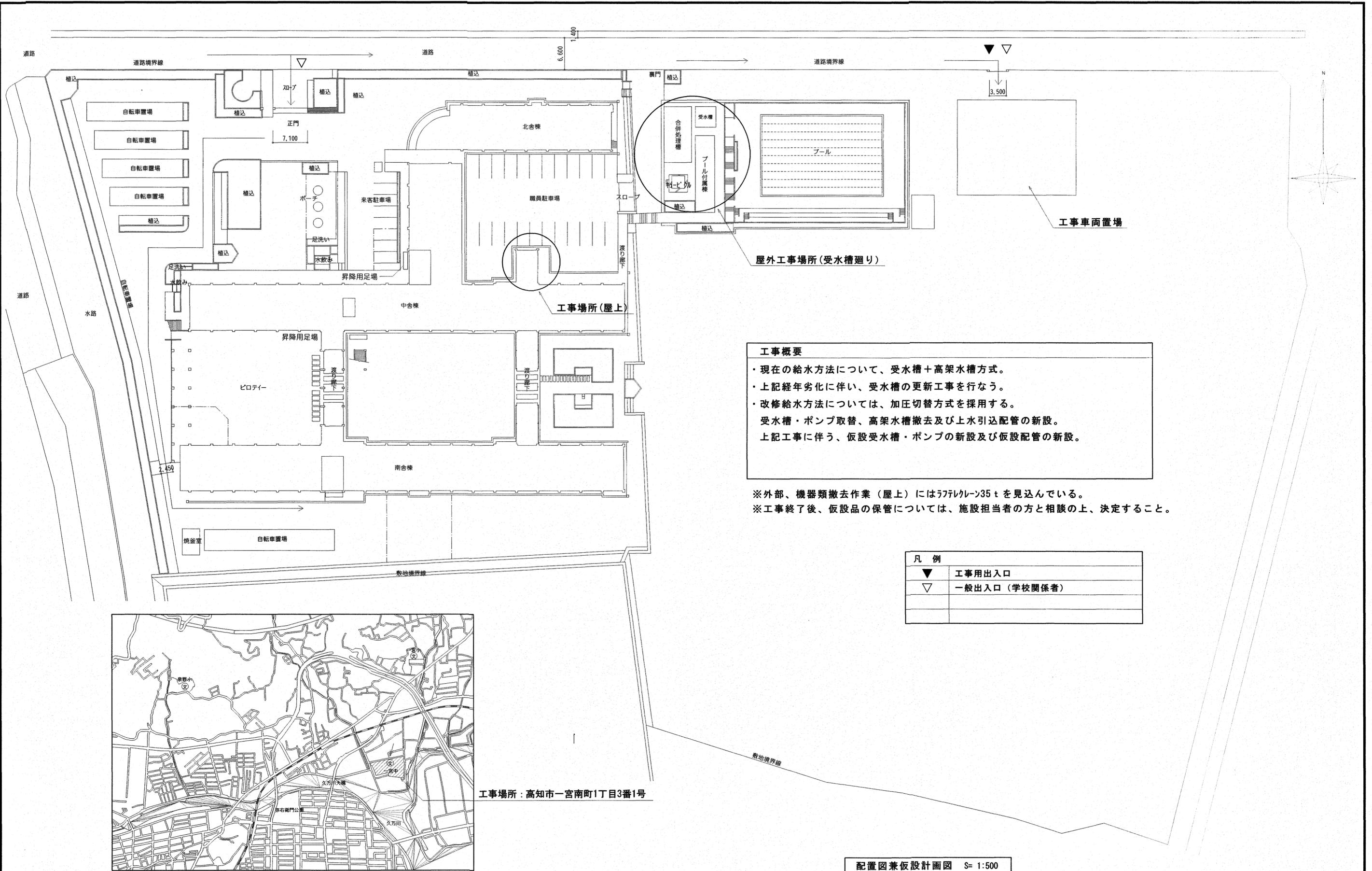
高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名	係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
一宮中学校貯水槽更新工事	下元	戸田	中村	松本	M - 01
図 面 名	特記仕様書(1)	更新日	2026.4.1	作 図	2025 年 8 月 日

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																																																																											
機械設備特記事項																																																																																																																																																
① 概観その他	<p>※ 配管表記 (1.1.7.4準拠) [1.1.8.5準拠]</p> <p>a) 機械室・ピット・PS内・天井点検口・配管分岐場所には必ず表記する。</p> <p>b) 表記内容は、流体・サイズ・系統名とし、場所・向き・文字サイズ等事前協議決定後に施工する。</p> <p>c) 配管の識別は、原則としてJIS Z 9102によるものとし、識別方法・色合いは監督職員の指示による。</p> <p>※ 機器表記 (該当する主要機器は事前に確認する。)</p> <p>a) 設計記号の付いている主要機器には、カッティングシート等にて表記 (管理番号・室名・設置年月等) を行う。</p> <p>b) パッケージエアコン等の空調機は、室内機だけでなく室外機にも表記を行う。</p> <p>c) 水中に設置する各種主要機器類は銘板 (製造社名・製造年月・型番・性能等) を壁付近にも設ける。</p> <p>※ 弁には、開閉等を記入したアクリル札を取付け、風で飛んだり騒音を立てないように固定するか、表示方法を協議する。</p> <p>※ 埋設弁ボックスには、内部に系統名・管サイズ・設置年月を書いたアクリル札を入れる。</p> <p>※ 埋設弁ボックスの蓋は、流体の行き先側に蓋の付根を向ける。</p> <p>※ 排水以外の屋外埋設管には、曲がり・分岐部・その他埋設管の位置が確認できるように地中埋設標を設ける。</p> <p>※ 排水以外の屋外埋設管の埋戻し時には、GL-150mm程度に埋設表示用アルミテープを埋設する。</p>	<p>①1 メカニカル継手</p> <p>※ メカニカル継手は伸縮可とう・難燃防止性能を有し、内外面エポキシ粉体塗装を施したものとす。</p> <p>※ 改修工事等で鋼管類 (ライニング鋼管) を切断して、やむを得ずメカニカル継手を使用する場合には、切断部の防錆処理として、JAWWA K 135規格適合品にて処置する。</p> <p>①2 吊り及び支持</p> <p>※ 原則として下図に従う。詳細は国土交通省仕様による。 (2.2.6.3準拠) [2.2.4.3準拠]</p> <table border="1"> <caption>横走り管の吊り及び振れ止め最大支持間隔</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="10">呼び径</th> </tr> <tr> <th>15</th><th>20</th><th>25</th><th>32</th><th>40</th><th>50</th><th>65</th><th>80</th><th>100</th><th>125</th><th>150</th><th>200</th><th>250</th><th>300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">吊り金物による吊り</td> <td colspan="5">鋼管等</td> <td colspan="5">2.0m</td> <td colspan="5">3.0m</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ビニル管等</td> <td colspan="5">1.0m</td> <td colspan="5">2.0m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">形鋼振れ止め支持</td> <td colspan="5">鋼管等</td> <td colspan="5">—</td> <td colspan="5">8.0m</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ビニル管等</td> <td colspan="5">—</td> <td colspan="5">6.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>立て管の固定及び振れ止め箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">固定</th> <th colspan="2">形鋼振れ止め支持</th> </tr> <tr> <th>鋼管等</th> <th>各階1箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定</td> <td>鋼管等</td> <td>最下階の床又は最上階の床</td> </tr> <tr> <td>形鋼振れ止め支持</td> <td>鋼管等</td> <td>各階1箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ビニル管等</td> <td>各階1箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国土交通省仕様どおりに吊り配管等を施工しても、他の資材配管等と干渉する場合は振れ止めを適宜設ける。</p> <p>※ 屋外等で吊り金物による施工ができない場合には、プラケット等にて配管及び配管付属品を支持し、配管荷重による管の移動を抑える。</p>	分類	呼び径										15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300	吊り金物による吊り	鋼管等					2.0m					3.0m					ビニル管等					1.0m					2.0m					形鋼振れ止め支持	鋼管等					—					8.0m					ビニル管等					—					6.0m					固定	形鋼振れ止め支持		鋼管等	各階1箇所	固定	鋼管等	最下階の床又は最上階の床	形鋼振れ止め支持	鋼管等	各階1箇所		ビニル管等	各階1箇所	<p>24 削</p> <p>25 防振施工</p> <p>26 転倒・落下・傾き防止</p> <p>27 特定天井への対応</p> <p>28 耐震施工</p>	<p>b) 維持管理を管理業者者に引継ぐ場合は、直前に水質検査 (BOD・SS・PH・大腸菌・塩素イオン) を行い、そのコピーを管理業者者、施設管理者、監督職員に渡し、設計・施工・現況の注意事項を申し送ること。</p> <p>※ 見えやすい場所に、型式・施工者名・設置年月・処理能力・放流水質を記入した銘板を設置する。</p> <p>※ コンクリート製の構 (工場製作品) には、仕上がり5cm程度に砂利又は砂等で基礎を施す。</p> <p>※ プラスチック製の構には、コンクリート製または既製の複合材製による基礎を施す。</p> <p>※ 舗装面に設置されない樹の茎は、周囲をモルタル等 (厚さ10cm程度) により保護する。</p> <p>[下水道排水設備指針と解説準拠]</p> <p>※ 機器の振動が建物に影響を及ぼすおそれのあるものは、適切な防振措置を施す。</p> <p>※ 電動機等により振動を生じる機器及び配管の固定部にはダブルナットやストッパーボルト等により緩み・脱落防止措置を施す。</p> <p>ナットは、アイマークにより締付けが確認できるようにし、ナットに対するボルトの余長は3山以上を標準とする。</p> <p>[公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 準拠]</p> <p>※ 床又は壁に設置の機器で重量が大きく重心位置が比較的高い機器については転倒防止措置を施す。</p> <p>※ 天井吊り機器には駆込め用形鋼架台や斜材を用いる等して落下・傾き防止措置を適切に施す。</p> <p>※ 天井吊り機器と吊り金物との接続箇所毎に防振装置を設ける。</p> <p>[建築設備検査資格者講習テキスト準拠]</p> <p>天井吊り機器等の施工方法は、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準」に適合すること。</p> <p>設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針 (2014年版)」及び建設大臣官房官庁庁舎整備部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 (平成8年版)」による。局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置階により決定する。100kg以上の機器に適用し、それ以下の機器については監督職員と協議する。</p> <p>給湯設備の転倒防止措置は、建築基準法施行令第129条の2の7第2号及び同令に基づく告示 (平成24年国土交通省告示第1447号) の定めによる。</p> <p>なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。</p>																																							
分類	呼び径																																																																																																																																															
	15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300																																																																																																																																		
吊り金物による吊り	鋼管等					2.0m					3.0m																																																																																																																																					
	ビニル管等					1.0m					2.0m																																																																																																																																					
形鋼振れ止め支持	鋼管等					—					8.0m																																																																																																																																					
	ビニル管等					—					6.0m																																																																																																																																					
固定	形鋼振れ止め支持																																																																																																																																															
	鋼管等	各階1箇所																																																																																																																																														
固定	鋼管等	最下階の床又は最上階の床																																																																																																																																														
形鋼振れ止め支持	鋼管等	各階1箇所																																																																																																																																														
	ビニル管等	各階1箇所																																																																																																																																														
② 総合調整	<p>本工事に該当する工事項目に応じて、下記項目の総合調整を行い、計画書及び報告書を監督職員に提出する。</p> <p>a) 風量調整</p> <p>b) 水量・水圧調整</p> <p>c) 室内空気温度の測定</p> <p>d) 騒音の測定</p> <p>e) 室内気流及びじんあいの測定</p> <p>f) 飲料水の水質の測定</p> <p>なお、季節により運転条件が異なる、使用開始から定常状態に入るまでに時間を要する等の理由により、工期内の測定完了が不可能な調整項目の対応については、監督職員との協議による。 (2.1.3.3準拠) [2.1.3.3準拠]</p>	<p>①3 埋設管の保護</p> <p>①4 埋設深さ</p> <p>①5 防食措置</p> <p>①6 保温工事</p>	<p>※ 契約量水器までの埋設給水管及び埋設ガス管は管の周囲100mm程度に保護砂を入れる。</p> <p>※ 契約量水器以降の埋設給水管及び埋設消火管は簡易保温管で巻く。</p> <p>※ 排水管は管が移動しないように中心程度まで埋戻す。ただし、土圧及び上載荷重が管きよの耐荷重を超える場合は、遮断用砂で巻立て、外圧に対して管きよを保護する。 (2.2.7.1準拠) [2.2.5.1準拠] [下水道排水設備指針と解説]</p> <p>管の地中埋設深さは、原則として車両道路では管の上端より600mm以上、それ以外では300mm以上とする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。 (2.2.7.2) [2.2.5.2]</p> <p>※ 鋼管、鉛管のコンクリート内配管にはプラスチックテープ1/2重ね1回巻きとする。 (2.2.7.3準拠) [2.2.5.3準拠]</p> <p>※ 地中に埋設する鋼鉄管・鋼鉄異形管・メカニカル継手・特殊継手類にはポリエチレンスリーブ等の被覆を講じること。 [給水装置工事施工要領]</p>	<p>29 別途工事</p> <p>30 支給品</p>	<p>局所震度法による建築設備機器及び水循環の設計用標準水平震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震クラス</td> <td>S</td> <td>A</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上階階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0) [2.0]</td> <td>1.5 (2.0) [1.5]</td> <td>1.5 (2.0) [1.5]</td> <td>1.0 (1.5) [1.0]</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5) [1.5]</td> <td>1.0 (1.5) [1.0]</td> <td>1.0 (1.5) [1.0]</td> <td>0.6 (1.0) [0.6]</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0) [1.5]</td> <td>0.6 (1.0) [1.0]</td> <td>0.6 (1.0) [1.0]</td> <td>0.4 (0.6) [0.6]</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内の数値は防振支持の機器の場合、[] 内の数値は水循環の場合に適用する。</p> <p>施設の分類</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の施設 一般の施設 <p>地域係数</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.0 <p>設計用鉛直地震力</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計水平地震力の1/2 <p>重要機器</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災機器 火を使用する機器 タンク類 消火設備機器 <p>・ スリーブ及び箱入れの補強筋</p> <p>・ 床点検口</p> <p>・ 洗面化粧台水栓及び排水金物</p> <p>・ レンジフードファン</p> <p>・ 化粧鏡 (多機能使用)</p> <p>・ コンクリート基礎</p> <p>・ ガラリ</p> <p>・ 天井点検口</p> <p>・ キッチン台水栓及び排水金物</p> <p>・ シャワーユニット換気扇</p> <p>・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管</p> <p>・ 受水槽</p> <p>・ ボンベ庫</p> <p>・ 窓枠アルミパネル</p> <p>・ 天井及び壁開口に対する地床補強</p> <p>・ シャワーユニット水栓及び排水金物</p> <p>・ 化粧鏡 (一般使用)</p> <p>・ 火を使用する機器</p> <p>・ タンク類</p> <p>・ 消火設備機器</p> <p>設計図面に本工事で施工の旨が個別に記載されたものについてはこれによらない。</p>	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	耐震クラス	S	A	B		上階階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0) [2.0]	1.5 (2.0) [1.5]	1.5 (2.0) [1.5]	1.0 (1.5) [1.0]	中間階	1.5 (1.5) [1.5]	1.0 (1.5) [1.0]	1.0 (1.5) [1.0]	0.6 (1.0) [0.6]	1階及び地下階	1.0 (1.0) [1.5]	0.6 (1.0) [1.0]	0.6 (1.0) [1.0]	0.4 (0.6) [0.6]																																																																																																										
設置場所	耐震安全性の分類																																																																																																																																															
	特定の施設		一般の施設																																																																																																																																													
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																																																																																												
耐震クラス	S	A	B																																																																																																																																													
上階階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0) [2.0]	1.5 (2.0) [1.5]	1.5 (2.0) [1.5]	1.0 (1.5) [1.0]																																																																																																																																												
中間階	1.5 (1.5) [1.5]	1.0 (1.5) [1.0]	1.0 (1.5) [1.0]	0.6 (1.0) [0.6]																																																																																																																																												
1階及び地下階	1.0 (1.0) [1.5]	0.6 (1.0) [1.0]	0.6 (1.0) [1.0]	0.4 (0.6) [0.6]																																																																																																																																												
③ 配管材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">配管の種類</th> </tr> <tr> <th>場所</th> <th>屋内露出</th> <th>天井PS内</th> <th>床下暗渠内</th> <th>屋外露出</th> <th>屋外埋設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(15)</td> <td>(15) :125A以上はVU</td> </tr> <tr> <td>排水・通気</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(15)</td> <td>(15) :125A以上はVU</td> </tr> <tr> <td>給湯</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(15)</td> <td>(15) :125A以上はVU</td> </tr> <tr> <td>消火</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(15)</td> <td>(15) :125A以上はVU</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(15)</td> <td>(15) :125A以上はVU</td> </tr> <tr> <td>冷媒</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(15)</td> <td>(15) :125A以上はVU</td> </tr> <tr> <td>機器ドレン</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(15)</td> <td>(15) :125A以上はVU</td> </tr> <tr> <td>冷温水</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(15)</td> <td>(15) :125A以上はVU</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(22)</td> <td>(15)</td> <td>(15) :125A以上はVU</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 配管用炭素鋼管 (SGP鋼管:JIS G 3452)</p> <p>(2) 配管用炭素鋼管 (SGP白管:JIS G 3452)</p> <p>(3) 水道用硬質塩化ビニル管 (SGP-VB:JWWA K 116)</p> <p>(4) 水道用硬質塩化ビニル管 (SGP-VD:JWWA K 116)</p> <p>(5) 水道用耐熱性硬質塩化ビニル管 (SGP-HVA:JWWA K 140)</p> <p>(6) 消火用硬質塩化ビニル管 (SGP-VS:WSP 041)</p> <p>(7) 排水用硬質塩化ビニル管 (D-VA:WSP 042)</p> <p>(8) 配管用ステンレス鋼管 (SUS 304 TP-A:JIS G 3459)</p> <p>(9) 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS 304 TPD:JIS G 3448)</p> <p>(10) 断熱材被覆鋼管 (JGDA 0009)</p> <p>(11) 水道用架橋ポリエチレン管 (JIS K 6787)</p> <p>(12) 水道用ポリエチレン二層管 (JIS K 6762)</p> <p>(13) 耐火二層管 (内管VP)</p> <p>(14) 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP:JIS K 6742)</p> <p>(15) 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP-VU:JIS K 6741)</p> <p>(16) 耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HVP:JIS K 6742)</p> <p>(17) 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 (HT:JIS K 6776)</p> <p>(18) 水道配水管ポリエチレン管 (JWWA K 144)</p> <p>・ 建築設備用高密度ポリエチレン管</p> <p>(19) 消火用ポリエチレン管</p> <p>(20) ガス用硬質塩化ビニル管 (外管被覆鋼管)</p> <p>(21) ガス用ポリエチレン管 (JIS K 6774)</p> <p>(22) 硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741)</p> <p>(23) 保水材付空調用ドレン管 (JIS C 8430準拠・JIS K 6741)</p> <p>設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.1.2準拠) [2.2.1.1準拠]</p>	配管の種類							場所	屋内露出	天井PS内	床下暗渠内	屋外露出	屋外埋設	備考	給水	(3)	(3)	(3)	(3)	(15)	(15) :125A以上はVU	排水・通気	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU	給湯	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU	消火	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU	ガス	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU	冷媒	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU	機器ドレン	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU	冷温水	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU	冷却水	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU	<p>①7 塗装</p> <p>①8 はつり工事</p> <p>①9 非破壊検査</p> <p>②0 あと施工アンカー</p> <p>21 パッケージ形空調機</p>	<p>保温の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>屋内露出</th> <th>機械室・倉庫</th> <th>天井・PS内</th> <th>床下暗渠内</th> <th>屋外露出</th> <th>屋外埋設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水</td> <td>a(n)Ⅷ</td> <td>(2)Ⅷ</td> <td>(2)Ⅷ</td> <td>e3(n)Ⅷ</td> <td>(2)</td> <td></td> <td>屋内空調用ドレン管は保温材付き</td> </tr> <tr> <td>排水</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給湯</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷媒</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td></td> <td>断熱材被覆鋼管の場合</td> </tr> <tr> <td>矩形ダクト</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>丸形ダクト</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁・継手類</td> <td>a(n)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>e3(n)</td> <td>(2)</td> <td></td> <td>保温材の厚さは各工種に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>(i) ロックウール保温材 (o) グラスウール保温材 (n) ポリスチレンフォーム保温材</p> <p>(2) 簡易保温管100mm (3) 簡易保温管200mm (4) 簡易耐熱保温管100mm (5) 簡易耐熱保温管200mm</p> <p>設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.3.1.1準拠) [2.3.1.1準拠]</p> <p>亜鉛鍍金面の塗装下地は化学処理 (エッチングプライマ) を施す。 (2.3.2.1) [2.3.2.1]</p> <p>既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 [2.4.1.3]</p> <p>はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場を鉄筋探査器により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。 [2.4.1.1]</p> <p>新設工事においては、原則としてあと施工アンカーは使用しない。 [2.5.1.3]</p> <p>使用する場合には、工事の着手に先立ち施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。</p> <p>機器仕様</p> <p>a) グリーン購入法調達基準適合品とし、各メーカーの最高効率機種とする。</p> <p>b) 室外機仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> JRA耐震塩害仕様 耐塩害仕様 防振架台 転倒防止金物 高調波対策仕様 <p>c) 室内機仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ドレンアップメカ 自動昇降パネル 防振装置 振止め金物 <p>工事仕様</p> <p>a) ドレンアップメカにより排水する場合は、機器直近にて高層状に配管し、立下り部直上に掃除口を設ける。</p> <p>b) 配管化粧カバーは、エンドキャップを使用しテープ巻きを最小限とし、ジャバラ部材は使用しない。</p> <p>c) 配管化粧カバー・配管ラッキングは室外機の直近まで施す。</p> <p>d) 室内機及び室外機への電源送りは電気設備工事とし、室外機間の流り電気配線及び室外機-室内機間の電気配線 (アース含む) は配管、配線共本工事とする。渡り配線で、冷媒配管と同じルートで施工する場合は同配管外装内に納める。</p>	場所	屋内露出	機械室・倉庫	天井・PS内	床下暗渠内	屋外露出	屋外埋設	備考	給水	a(n)Ⅷ	(2)Ⅷ	(2)Ⅷ	e3(n)Ⅷ	(2)		屋内空調用ドレン管は保温材付き	排水	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)			給湯	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)			冷媒	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		断熱材被覆鋼管の場合	矩形ダクト	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)			丸形ダクト	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)			弁・継手類	a(n)	(2)	(2)	e3(n)	(2)		保温材の厚さは各工種に準拠
配管の種類																																																																																																																																																
場所	屋内露出	天井PS内	床下暗渠内	屋外露出	屋外埋設	備考																																																																																																																																										
給水	(3)	(3)	(3)	(3)	(15)	(15) :125A以上はVU																																																																																																																																										
排水・通気	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU																																																																																																																																										
給湯	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU																																																																																																																																										
消火	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU																																																																																																																																										
ガス	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU																																																																																																																																										
冷媒	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU																																																																																																																																										
機器ドレン	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU																																																																																																																																										
冷温水	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU																																																																																																																																										
冷却水	(22)	(22)	(22)	(22)	(15)	(15) :125A以上はVU																																																																																																																																										
場所	屋内露出	機械室・倉庫	天井・PS内	床下暗渠内	屋外露出	屋外埋設	備考																																																																																																																																									
給水	a(n)Ⅷ	(2)Ⅷ	(2)Ⅷ	e3(n)Ⅷ	(2)		屋内空調用ドレン管は保温材付き																																																																																																																																									
排水	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)																																																																																																																																											
給湯	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)																																																																																																																																											
冷媒	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		断熱材被覆鋼管の場合																																																																																																																																									
矩形ダクト	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)																																																																																																																																											
丸形ダクト	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)																																																																																																																																											
弁・継手類	a(n)	(2)	(2)	e3(n)	(2)		保温材の厚さは各工種に準拠																																																																																																																																									
④ 配管付属品	<p>井の使用区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系統名</th> <th>井名称</th> <th>寸法区分</th> <th>規格</th> <th>耐圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給水</td> <td>ボール井</td> <td>50A以下</td> <td>青銅・管端防食</td> <td>5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K</td> </tr> <tr> <td>パタフライ井</td> <td>65A以上</td> <td>ライニング</td> <td>5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給湯</td> <td>ボール井</td> <td>50A以下</td> <td>青銅・管端防食</td> <td>5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K</td> </tr> <tr> <td>パタフライ井</td> <td>65A以上</td> <td>SUS</td> <td>5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷温水</td> <td>玉形井</td> <td>50A以下</td> <td>青銅・管端防食</td> <td>5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K</td> </tr> <tr> <td>パタフライ井</td> <td>65A以上</td> <td>ライニング</td> <td>5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K</td> </tr> </tbody> </table> <p>設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]</p>	系統名	井名称	寸法区分	規格	耐圧	給水	ボール井	50A以下	青銅・管端防食	5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K	パタフライ井	65A以上	ライニング	5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K	給湯	ボール井	50A以下	青銅・管端防食	5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K	パタフライ井	65A以上	SUS	5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K	冷温水	玉形井	50A以下	青銅・管端防食	5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K	パタフライ井	65A以上	ライニング	5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K	<p>22 ダクト及びダクト付属品</p> <p>23 合併処理浄化槽</p>	<p>空調ダクト材料</p> <ul style="list-style-type: none"> 亜鉛鉄板製 硬質ポリ塩化ビニル管 (VU) ステンレス製 <p>換気ダクト材料</p> <ul style="list-style-type: none"> 亜鉛鉄板製 硬質ポリ塩化ビニル管 (VU) ステンレス製 <p>屋外フード</p> <p>ウェザーカバーはステンレス製・給排気形・水切り付きとし、バンドキャップはステンレス製・深型・水切り付きとする。</p> <p>原則として、排気管には防鳥網、給気用には防虫網を設ける。</p> <p>浄化槽の使用開始後概ね3ヶ月間の試運転調整を行う。浄化槽法による「保守点検及び清掃等」のほか下記の事項による。</p> <p>a) 最低限の点検回数は、小型・沈殿分離方式は月に1回、流量調整槽のある場合は2週に1回とする。</p>	<p>打合せ事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>官公庁等名</th> <th>高知市水道局</th> <th>打合せ日時</th> <th>令和 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>打合せ事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>官公庁等名</th> <th>高知市水道局</th> <th>打合せ日時</th> <th>令和 年 月 日</th> </tr> <tr> <td>打合せ事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>官公庁等名</th> <th>高知市水道局</th> <th>打合せ日時</th> <th>令和 年 月 日</th> </tr> <tr> <td>打合せ事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	官公庁等名	高知市水道局	打合せ日時	令和 年 月 日	打合せ事項				官公庁等名	高知市水道局	打合せ日時	令和 年 月 日	打合せ事項				官公庁等名	高知市水道局	打合せ日時	令和 年 月 日	打合せ事項																																																																																							
系統名	井名称	寸法区分	規格	耐圧																																																																																																																																												
給水	ボール井	50A以下	青銅・管端防食	5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K																																																																																																																																												
	パタフライ井	65A以上	ライニング	5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K																																																																																																																																												
給湯	ボール井	50A以下	青銅・管端防食	5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K																																																																																																																																												
	パタフライ井	65A以上	SUS	5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K																																																																																																																																												
冷温水	玉形井	50A以下	青銅・管端防食	5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K																																																																																																																																												
	パタフライ井	65A以上	ライニング	5K ※ 10K ・ 16K ・ 20K																																																																																																																																												
官公庁等名	高知市水道局	打合せ日時	令和 年 月 日																																																																																																																																													
打合せ事項																																																																																																																																																
官公庁等名	高知市水道局	打合せ日時	令和 年 月 日																																																																																																																																													
打合せ事項																																																																																																																																																
官公庁等名	高知市水道局	打合せ日時	令和 年 月 日																																																																																																																																													
打合せ事項																																																																																																																																																
⑤ スリーブ	<p>国土交通省仕様とする。ただし、水密を要する部分は配管用ステンレス鋼管及び水膨張性ゴムリングを用いる。 (2.2.2.2準拠)</p>																																																																																																																																															
⑥ 支持材料	<p>※ 1階土間コンクリート下部配管は、ステンレス製吊りボルトにてスラブ筋に支持する。</p> <p>※ 屋外及びピット内配管の支持金物・形鋼振れ止め金物・吊り金物・インサート金物・アンカーボルトはステンレス製とする。</p> <p>※ 形鋼振れ止め部材材の選定は、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) に準ずるものとし、既製品は使用しない。</p> <p>※ 冷媒管の吊り用支持受け材として、断熱材被覆鋼管と吊り金物との間に保護プレートを設置する。</p>																																																																																																																																															
⑦ さや管工法	<p>さや管ヘッダー工法で施工する場合、さや管施工後に配管挿入を行い、同時施工しない。</p>																																																																																																																																															
⑧ 変位吸収配管施工	<p>※ 建築物導入部及びエキスパンションジョイント部は、フレキシブルジョイント等を使用した方法で施工する。</p> <p>※ 埋設管の屋内外接続部では、地盤沈下等の変位に対して可とう継手、伸縮可とう継手等を設ける等の措置を講じる。</p> <p>設計図面に個別の記載がない場合は、伸縮継手、自在継手を使用してもよい。</p> <p>※ 埋設管と露出配管の切替部 (配管立ち上がり部) に伸縮継手を入れる。</p> <p>[給水装置工事施工要領準拠] [下水道排水設備指針と解説準拠]</p>																																																																																																																																															
⑨ フランジ接合	<p>※ 屋外及びピット内のフランジ接合材は、ステンレス製とし異付防止処理を施す。</p> <p>※ 異種管のフランジ接合は、絶縁スリーブ、絶縁ワッシャー等による絶縁フランジ接合とする。</p>																																																																																																																																															
⑩ 融着接合	<p>ポリエチレン管融着接合作業における技能者は、十分な経験と技能を有するものとする。</p>																																																																																																																																															

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
一宮中学校貯水槽更新工事	(下元)	(戸田)	(手村)	(松木)	M-02
図面名	特記仕様書 (2)	更新日	2025.10.1	作図	2025 年 8 月 日



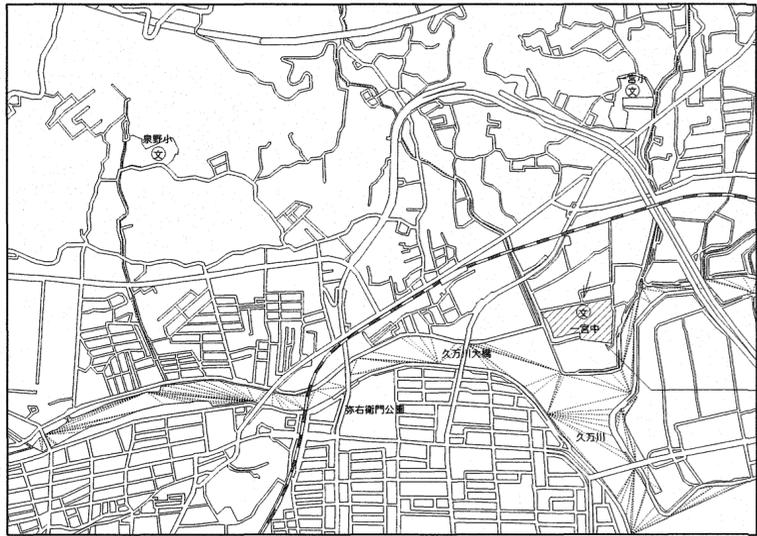
工事概要

- ・現在の給水方法について、受水槽+高架水槽方式。
- ・上記経年劣化に伴い、受水槽の更新工事を行なう。
- ・改修給水方法については、加圧切替方式を採用する。

受水槽・ポンプ取替、高架水槽撤去及び上水引込配管の新設。
上記工事に伴う、仮設受水槽・ポンプの新設及び仮設配管の新設。

※外部、機器類撤去作業(屋上)にはラフレクレーン35tを見込んでいる。
※工事終了後、仮設品の保管については、施設担当者の方と相談の上、決定すること。

凡例	
▼	工事用出入口
▽	一般出入口(学校関係者)



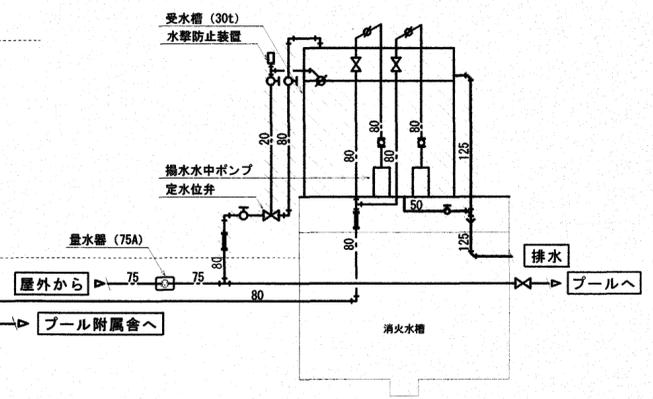
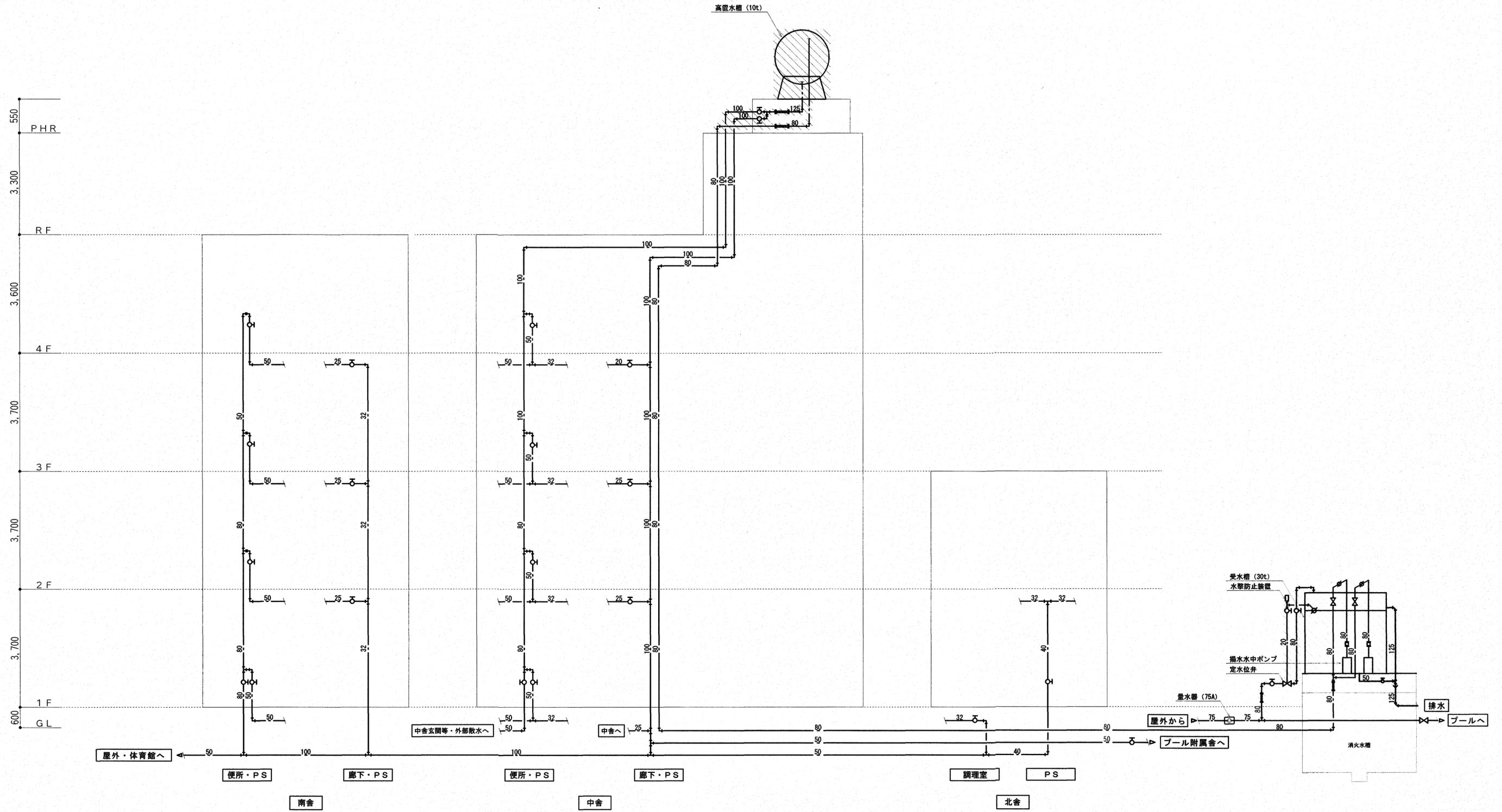
工事場所：高知市一宮南町1丁目3番1号

配置図兼仮設計画図 S= 1:500

附近見取図

出図 A2 100% → A3 71%縮小

特 記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所 (高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号 (高知県) 管理建築士 (常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計	工事名称 一宮中学校貯水槽更新工事 図面名称 附近見取図・配置図・工事概要	設計年月 R07.08 縮尺 1/500	高知市都市建設部公共建築課 係長 下元 係長補佐 戸田 課長 中村 課長 松本	図面No. M-03

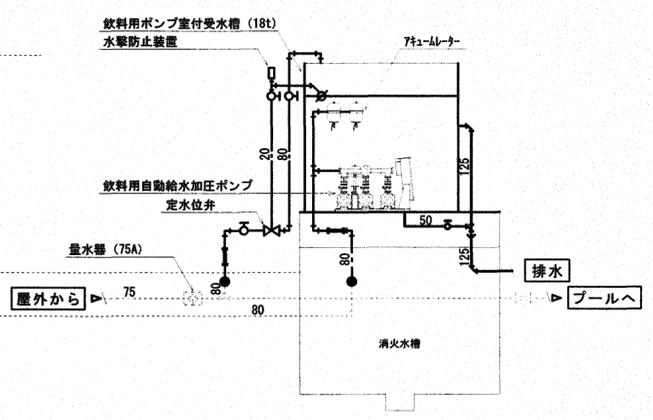
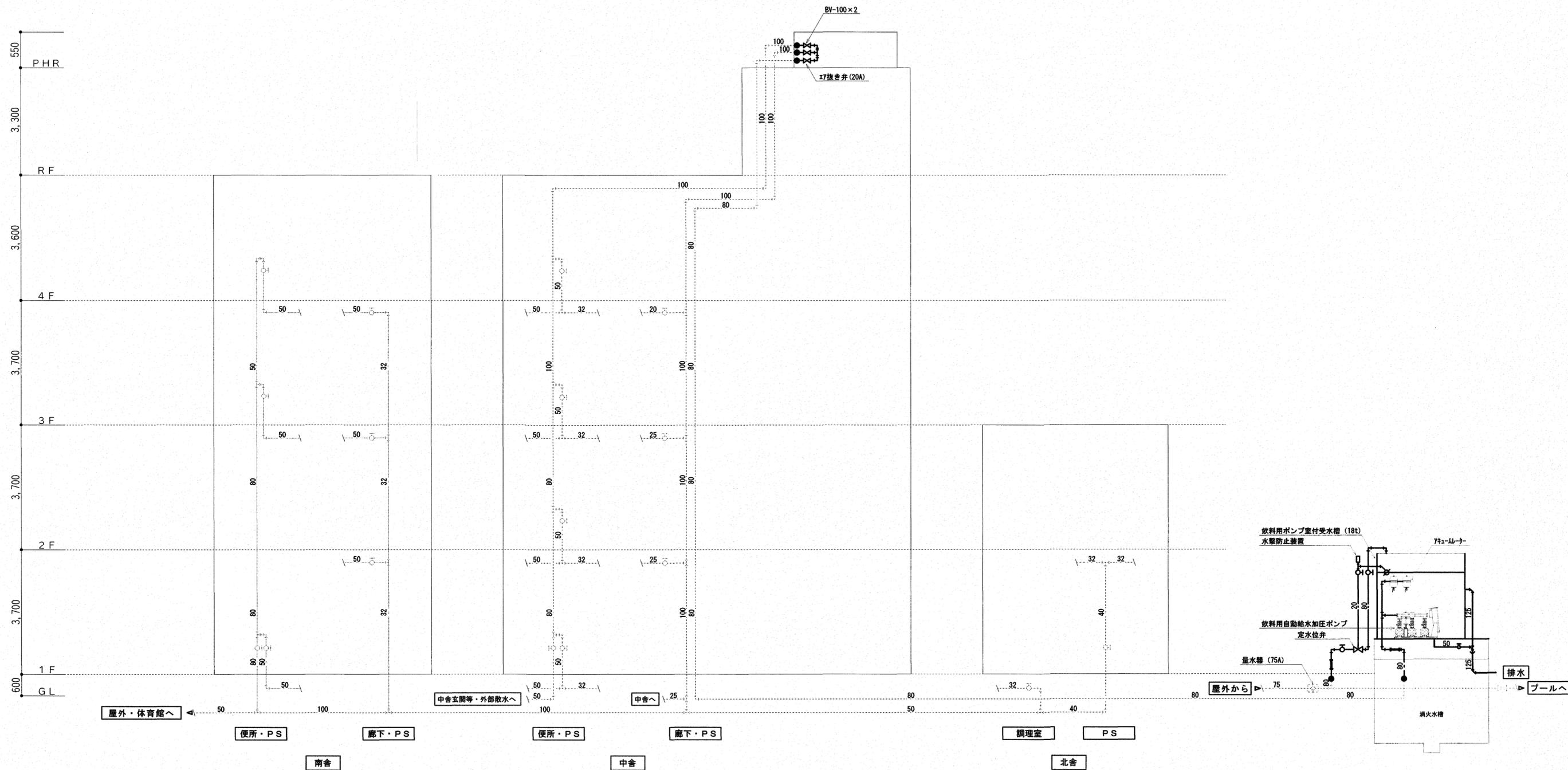


凡例	
	機器及び配管を本工事にて撤去・処分する
	BVF (バタフライ弁)
	逆止弁
	フレキシブルジョイント
	防振継手

既存 給水全体系統図

出図 A2 100% → A3 71%縮小

特記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所 (高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号 (高知県) 管理建築士 (常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計	工事名称 一宮中学校貯水槽更新工事 図面名称 既存 給水全体系統図	設計年月 R07.08 縮尺 -	高知市都市建設部公共建築課 係 係長 課長補佐 課長 	図面No. M-04

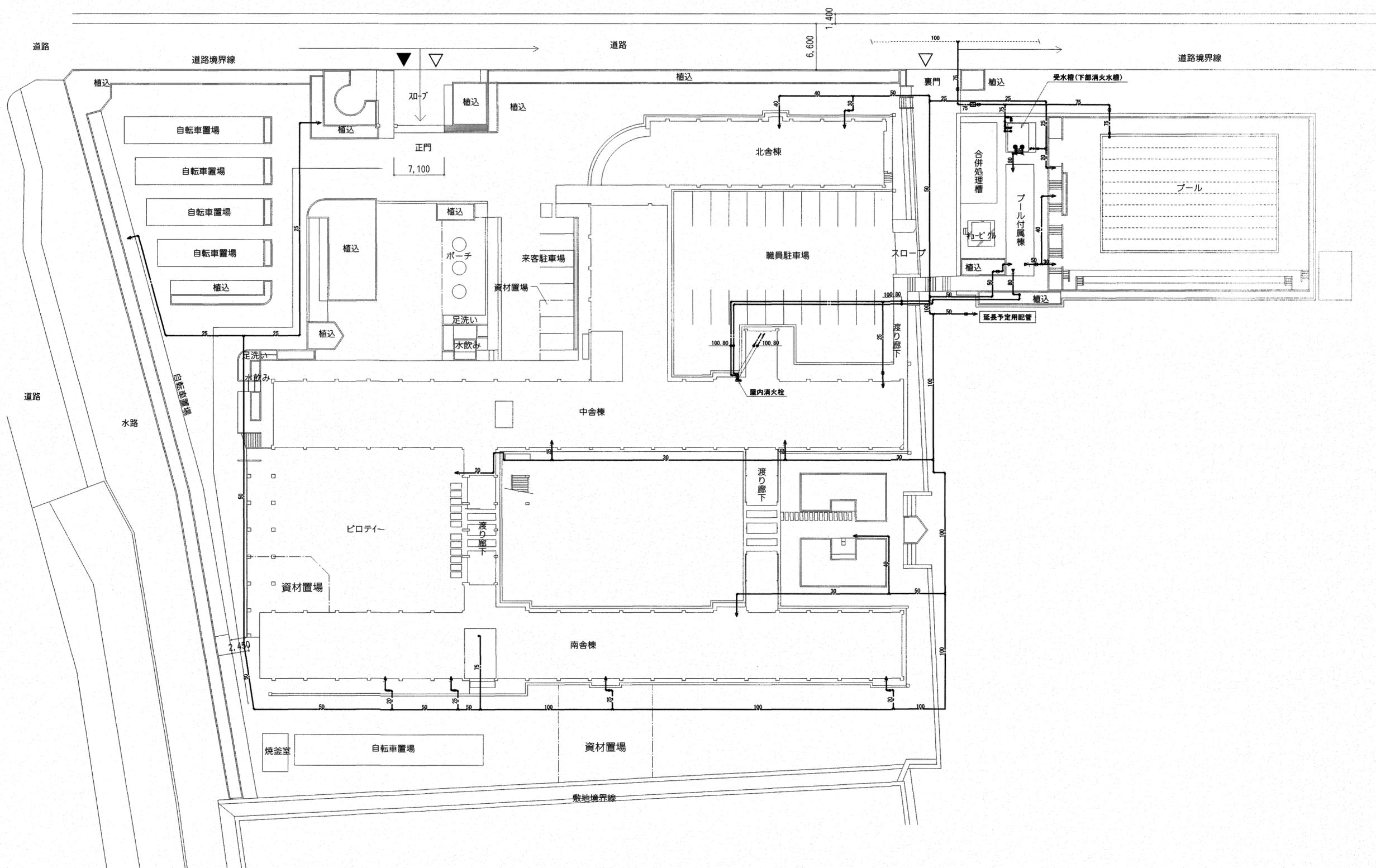
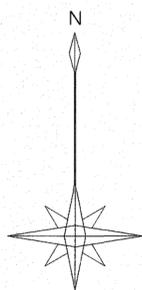


凡例	
●	既設配管接続を示す
×	工事対象範囲内、配管残置箇所を示す
○	BVF (バタフライ弁)
○	逆止弁
≡	フレキシブルジョイント
○	防振継手

給水全体系統図

出図 A2 100% → A3 71%縮小

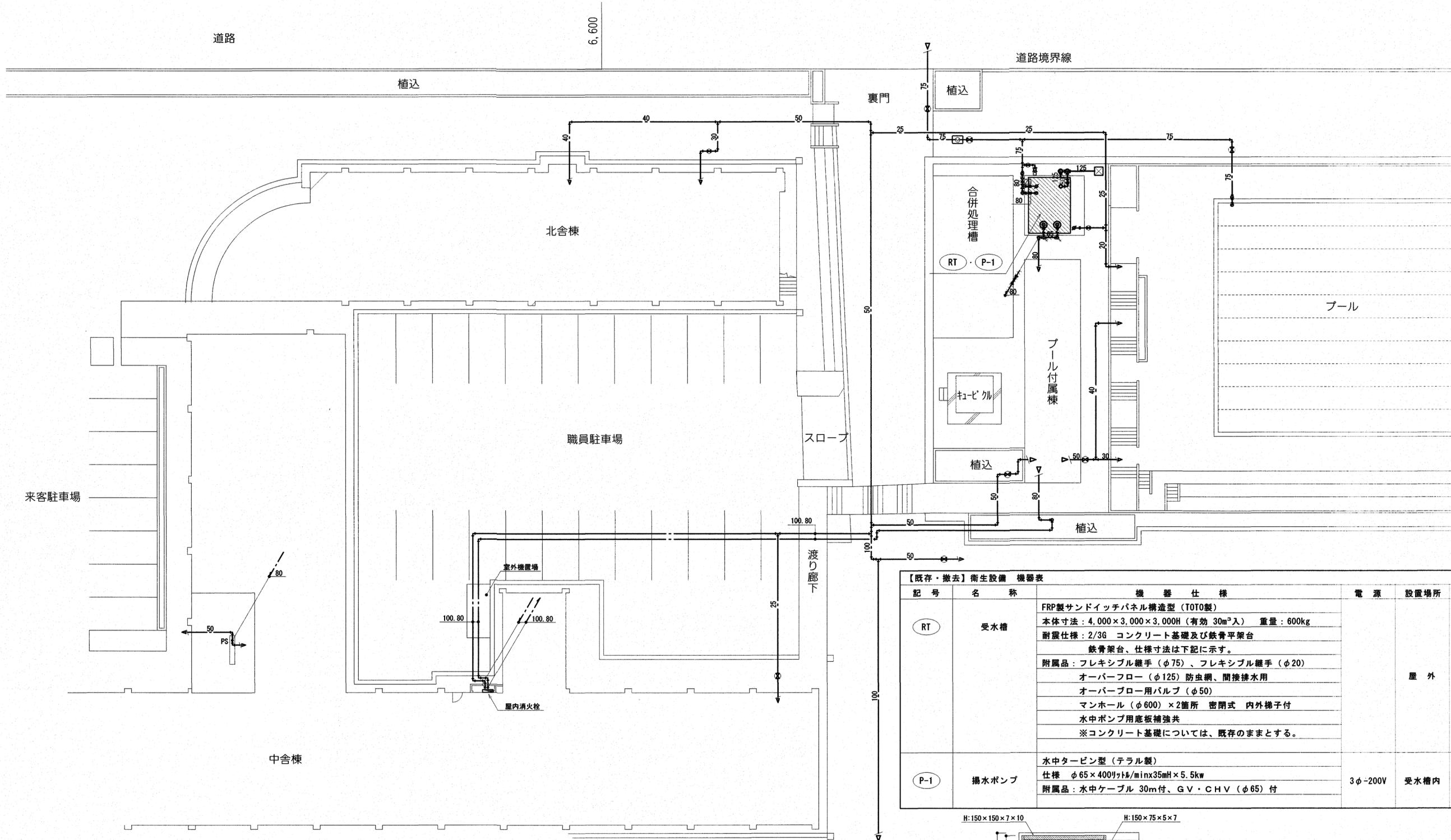
特記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所 (高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号 (高知県) 管理建築士 (常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計	工事名称 一宮中学校貯水槽更新工事 図面名称 改修 給水全体系統図	設計年月 R07.08 縮尺 -	高知市都市建設部公共建築課 係 保長 課長補佐 課長 (下元) (戸田) (中村) (松本)	図面No. M-05



屋外給水管外構図 S=1:400

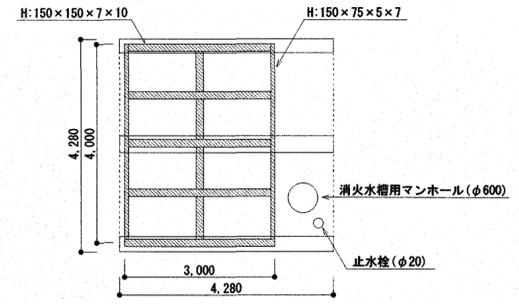
出図 A2 100% → A3 71%縮小

特 記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所 (高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号 (高知県) 管理建築士 (常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計	工事名称 一宮中学校貯水槽更新工事 図面名称 既存 屋外給水管外構図	設計年月 R07.08 縮尺 1/400	高知市都市建設部公共建築課 係 係長 課長補佐 課長 (下元) (戸田) (中村) (松本)	図面No. M-06



【既存・撤去】衛生設備 機器表

記号	名称	機器仕様	電源	設置場所	数量
RT	受水槽	FRP製サンドイッチパネル構造型 (TOTO製) 本体寸法: 4,000×3,000×3,000H (有効 30m³入) 重量: 600kg 耐震仕様: 2/3G コンクリート基礎及び鉄骨平架台 鉄骨架台、仕様寸法は下記に示す。 附属品: フレキシブル継手 (φ75)、フレキシブル継手 (φ20) オーバーフロー (φ125) 防虫網、間接排水用 オーバーフロー用バルブ (φ50) マンホール (φ600) × 2箇所 密閉式 内外梯子付 水中ポンプ用底板補強共 ※コンクリート基礎については、既存のままとする。		屋外	1
P-1	揚水ポンプ	水中タービン型 (テラル製) 仕様 φ65×400リットル/min×35mH×5.5kw 附属品: 水中ケーブル 30m付、GV・CHV (φ65) 付	3φ-200V	受水槽内	2

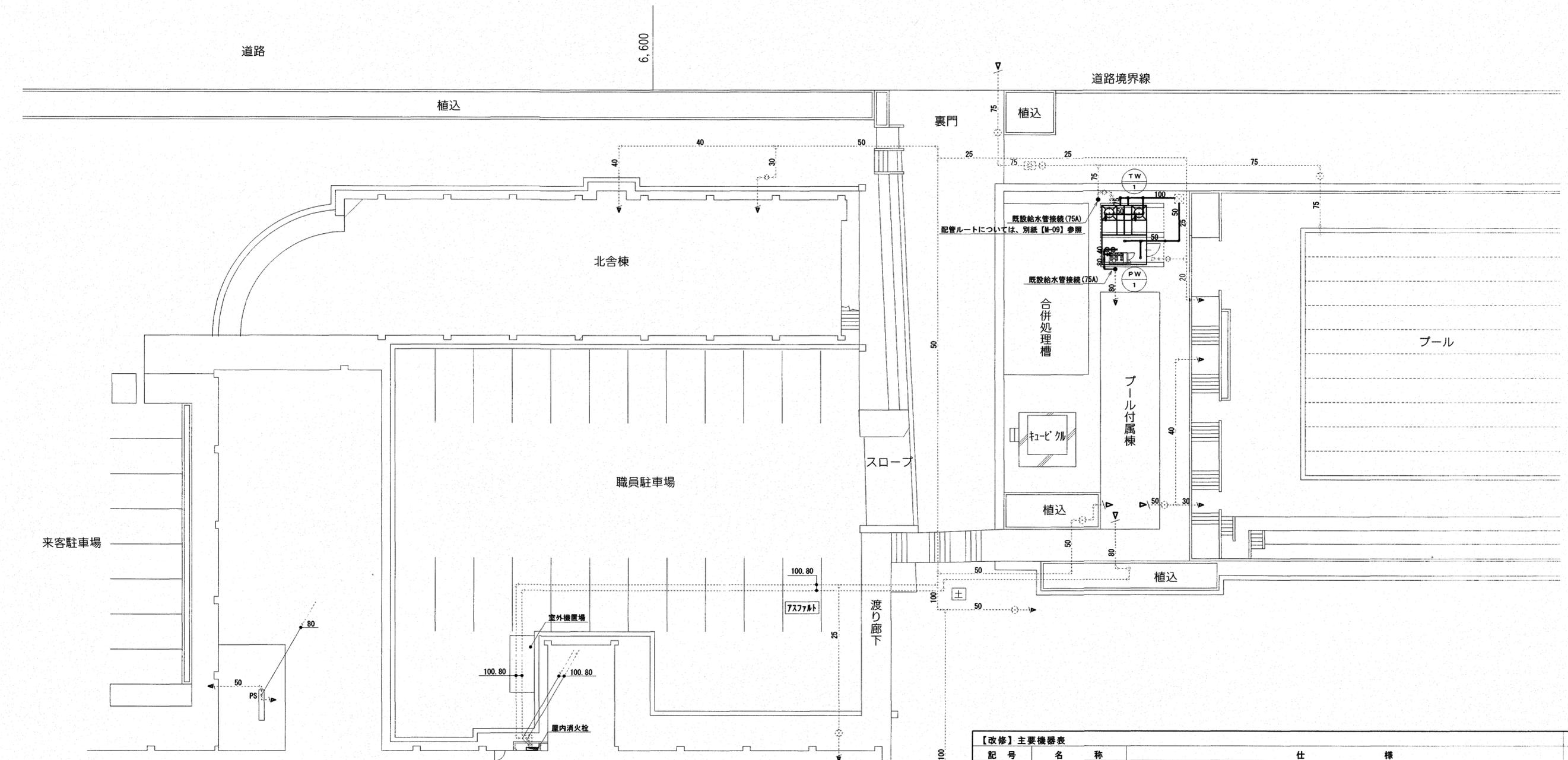


受水槽廻り平面図 S=1:200

基礎・架台平面詳細図 (参考図) S=1:100

凡例

	機器及び配管を本工事にて撤去・処分する
--	---------------------



【改修】主要機器表			
記号	名称	仕様	数量
PW 1	飲料用自動給水加圧ポンプ	インバータ制御吐出圧一定 (自動3台ロータリー運転・最大2台運転)	1
		φ50×φ80×750mm/min×56mmH×7.5kw×2台 電源 3φ-200v	
		ポンプ: ステンレス多段タービンポンプ 電動機: 全閉外扇屋内形	
		圧力タンク フロースイッチ 圧力センサー 吐出集合管 ユニットベース他一式	
		附属品: アク्यूムレータ (20L用) ×2台	
		制御盤 漏電遮断器 (個別) ノイズフィルタ インバータ (個別) 故障時・代替運転	
		過負荷・過電流保護 各ポンプ運転・故障表示 受水槽満水・減水表示	
		受水槽 (液面制御 LF5) 満水・減水警報・湯水時ポンプ停止及び自動復帰	
		無電圧一括警報外部信号 電極保持器・電極棒 (5極)	
		過負荷・過電流保護 各ポンプ運転・故障表示 無電圧一括警報外部信号	
ポンプ外形寸法: W=1,200 D=760 H=900			

【改修】主要機器表			
記号	名称	仕様	数量
TW 1	飲料用ポンプ室付受水槽	受水槽 SUS製 (パネル組立式) 複合板構造 2.0×3.0×3.0H 耐震 1.0G	1
		有効水量 14.4m ³ 以上 新耐震基準適合品 水道法・食品衛生法適合品	
		二槽式 (1.0×3.0×3.0H) + (1.0×3.0×3.0H)	
		組立ボルト: SUS仕様	
		附属品 マンホールφ600・密閉式 (施錠) 外梯子 (亜鉛ドブ漬) 内梯子 (樹脂製)	
		通気口 (防虫網付) 電極座×2 (防雨カバー付) 各取出口 (バルブは図面参照)	
		耐震据付金具・補強金具共 配管支持金物本体取付	
		本体組立ボルト類は、SUS製	
		ポンプ室 SUS製 (パネル組立式もしくは一体型) 単板構造 2.0×3.0×3.0H 耐震 1.0G	
		附属品 アルミドア (ガラリ付) シリンダー錠 1,000×2,000H	
各取出口 (バルブは図面参照)			
耐震据付金具・補強金具共 配管支持金物本体取付			
本体組立ボルト類は、SUS製			
基礎=既存利用、架台=受水槽用専用架台 (ドブづけ) (各メーカーにより異なる)			

凡例
● 既設配管接続を示す

受水槽廻り平面図 S=1:200

出図 A2 100% → A3 71%縮小

特記	有限会社 常石設備設計室	設計	工事名称	設計年月	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	図面No.
	二級建築士事務所 (高知県知事登録2077号)	二級建築士登録 第3599号 (高知県)	管理建築士 (常石 忠)	〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580						
			改修 受水槽廻り平面図	縮尺						
				1/200						

名称	仕様	数量	備考
防振継手 (カー重鉛鉄板)	50A	3	吸込配管
連成計	丸形φ100	3	吸込配管

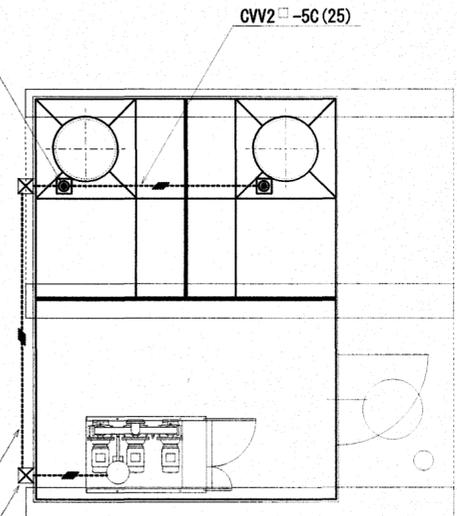
名称	仕様	数量	備考
水抜き用ホース用フタ	20A	1	吐出配管 (80A)
防振継手 (カー重鉛鉄板)	80A	1	吐出配管 (80A)
ハタフライ弁 (カー重鉛鉄板)	80A	1	吐出配管 (80A)

電極保持器・電極棒 (LF5) 満水・減水警報・濁水時ポンプ停止及び自動復帰

名称	仕様	数量	備考
ボール弁	40A	1	7ヶ目レター配管 (40A)
水抜き用ホース用フタ	20A	2	7ヶ目レター配管 (40A)
ハタフライ弁 (カー重鉛鉄板)	80A	1	吐出配管 (80A)
逆止弁 (カー重鉛鉄板)	80A	1	吐出配管 (80A)

名称	仕様	数量	備考
制水弁 (ハンドル付)	75A	1	
Y形ストレーナー	75A	1	
定水位弁 (ホース用フタ×2付)	75A	1	
ハタフライ弁	80A	1	
ハタフライ弁	100A	1	連通管 (100A)

名称	仕様	数量	備考
ハタフライ弁	80A	2	
可とう継手	75A (コナ形)	2	
可とう継手	20A×300L	2	

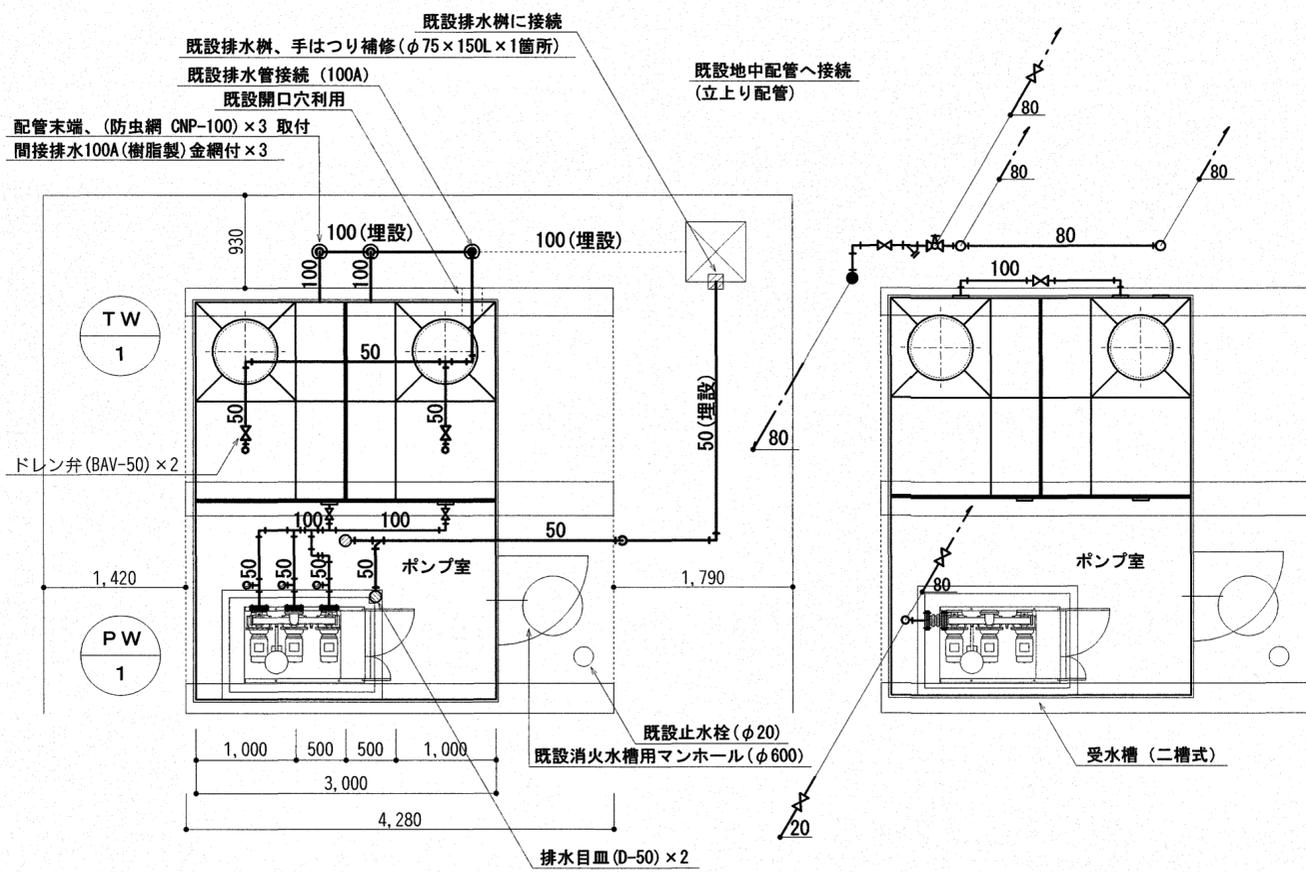


ポンプ二次側配線図 S=1:50

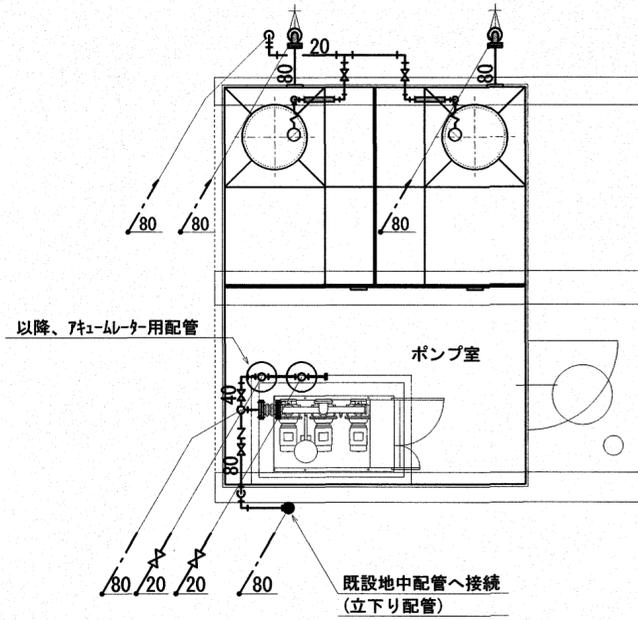
※ポンプ・受水槽警報盤、職員室に有り。
既設配線については、取替後、ポンプ・受水槽警報盤に接続すること。

CV2□-5C(25) × 2
PB-200×200×150 (SUS.WP) × 2箇所

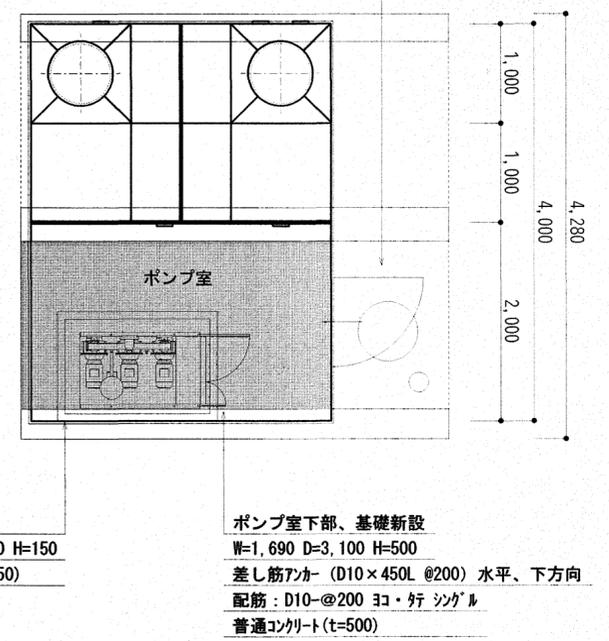
扉用2段階み台設置 (参考寸法: アルミ製 W=615 D=615 H=500)
参考品番: LKY3-CSBC256S



平面図 (土間配管) S=1:50



平面図 (天井配管) S=1:50



ポンプ基礎新設
W=1,100 D=1,600 H=150
普通コンクリート (t=150)

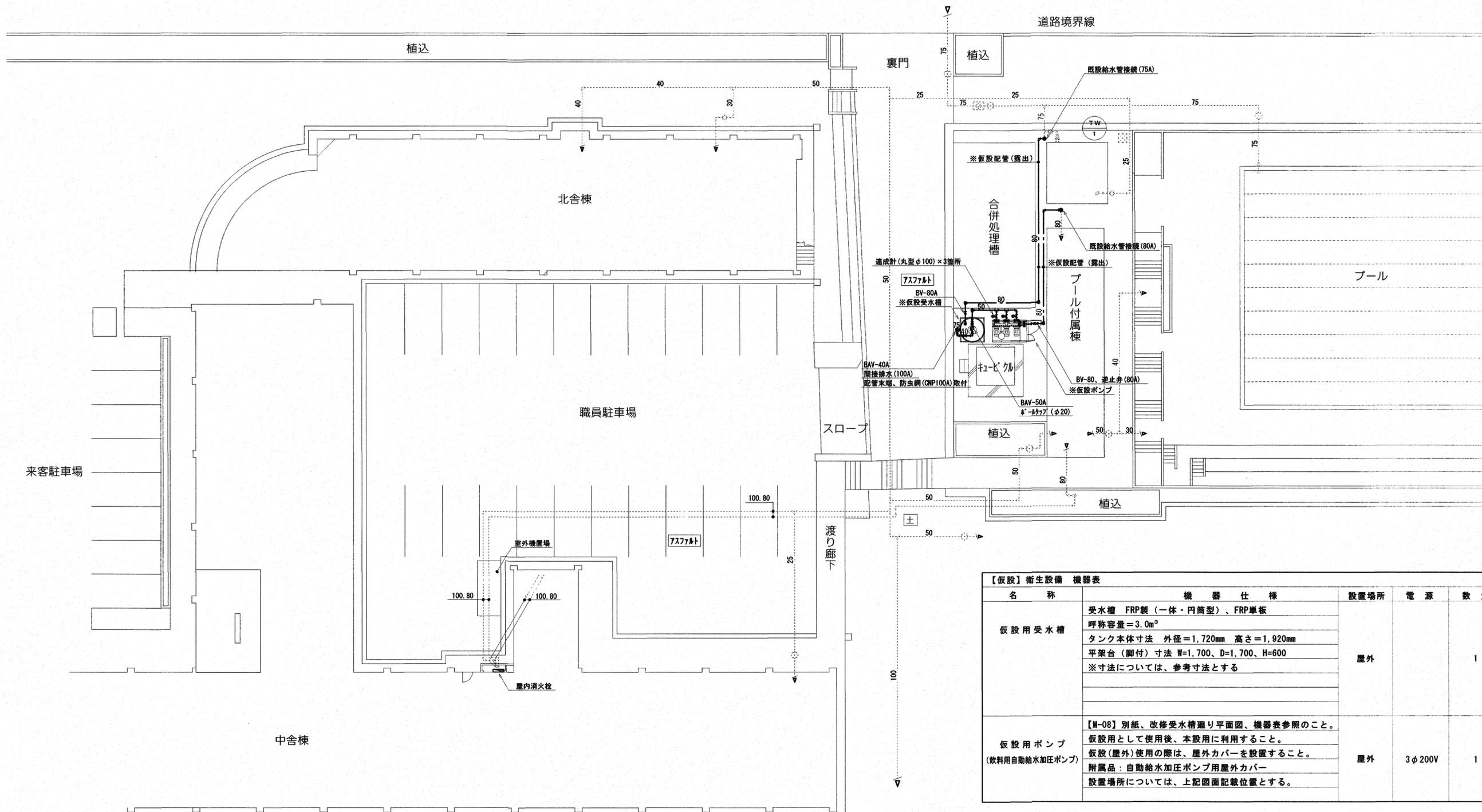
ポンプ室下部、基礎新設
W=1,690 D=3,100 H=500
差し筋7ヶ目 (D10×450L @200) 水平、下方向
配筋: D10-@200 3ヶ行 シングル
普通コンクリート (t=500)

平面図 (天井配管) S=1:50

●	既設配管接続部を示す
---	------------

出図 A2 100% → A3 71%縮小

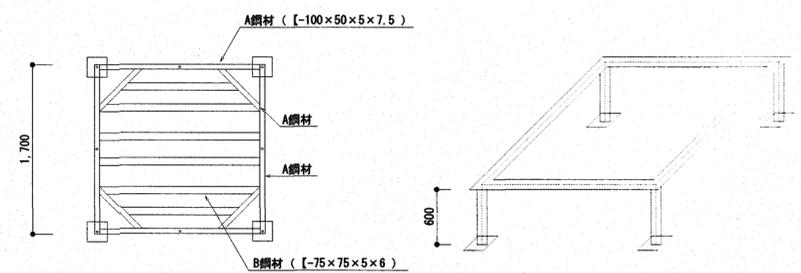
特記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所 (高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号 (高知県) 管理建築士 (常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計	工事名称 一宮中学校貯水槽更新工事	設計年月 R07.08	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	図面No.
	図面名称 改修 受水槽廻り平面詳細図	縮尺 1/50	係 下元	係長 戸田		課長補佐 中村	課長 松本	M-09		



名称	機器仕様	設置場所	電源	数量
仮設用受水槽	受水槽 FRP製 (一体・円筒型)、FRP単板 呼称容量=3.0m ³ タンク本体寸法 外径=1,720mm 高さ=1,920mm 平架台 (脚付) 寸法 W=1,700、D=1,700、H=600 ※寸法については、参考寸法とする	屋外		1
仮設用ポンプ (飲料用自動給水加圧ポンプ)	【M-08】別紙、改修受水槽廻り平面図、機器表参照のこと。 仮設用として使用後、本設用に利用すること。 仮設 (屋外) 使用の際は、屋外カバーを設置すること。 附属品: 自動給水加圧ポンプ用屋外カバー 設置場所については、上記図面記載位置とする。	屋外	3φ200V	1

受水槽廻り平面図 S=1:200

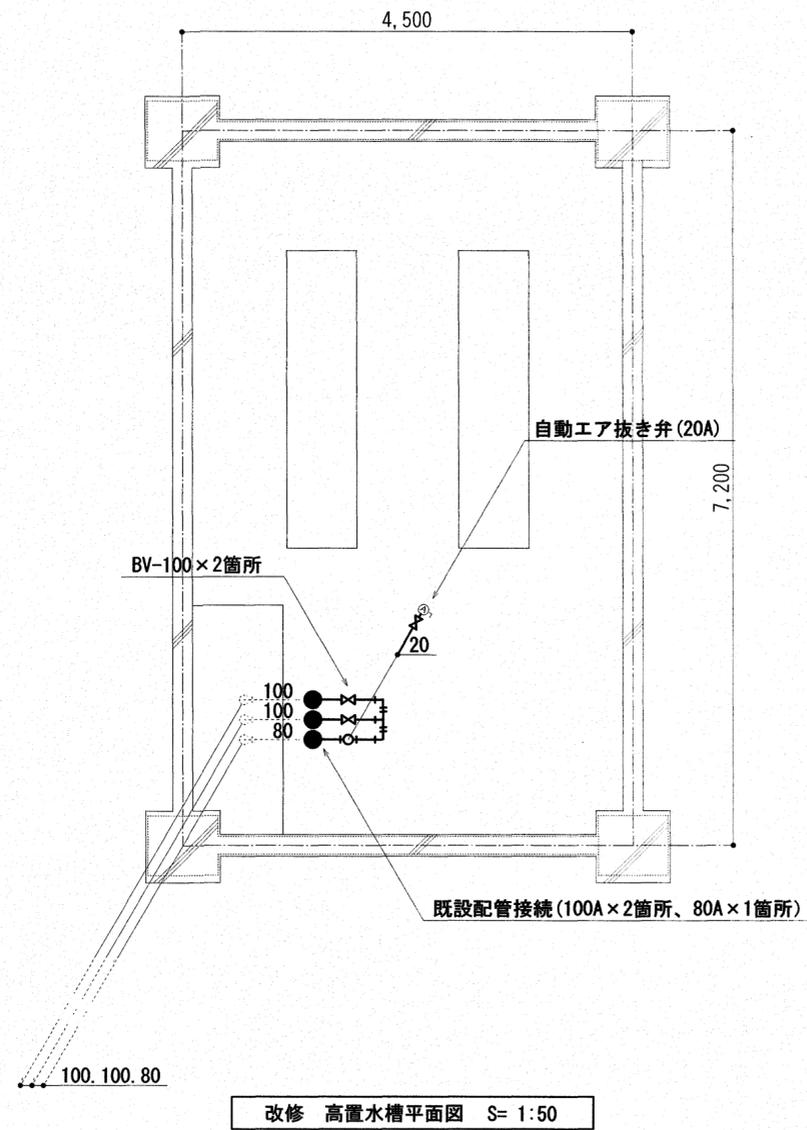
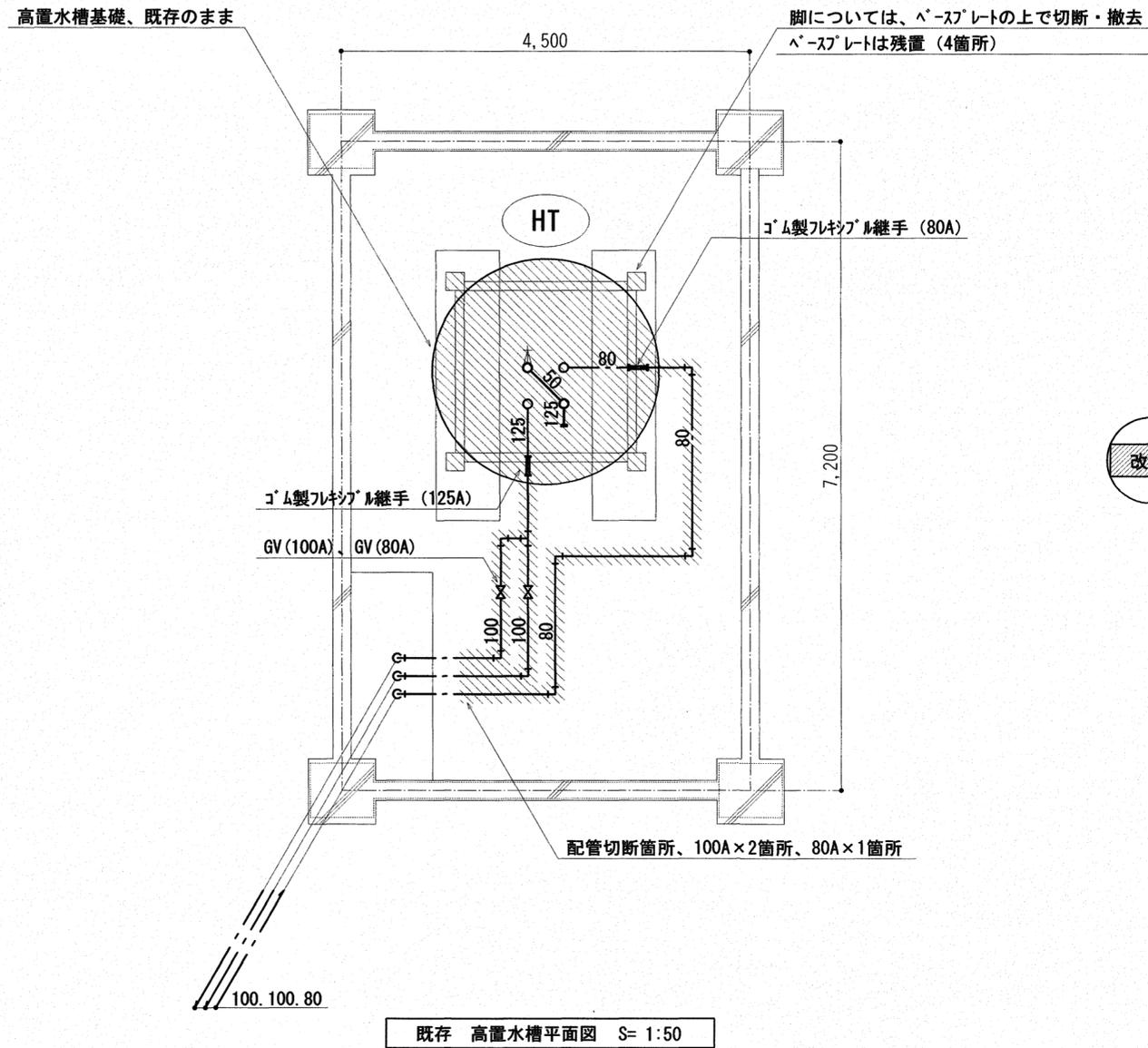
仮設機器・配管については、受水槽取替後取外しを行なうこと。
(※ポンプ及び一部附属品は、流用する)



仮設受水槽基礎・架台平面図 (参考図) S=1/50

●	既設配管接続を示す
---	-----------

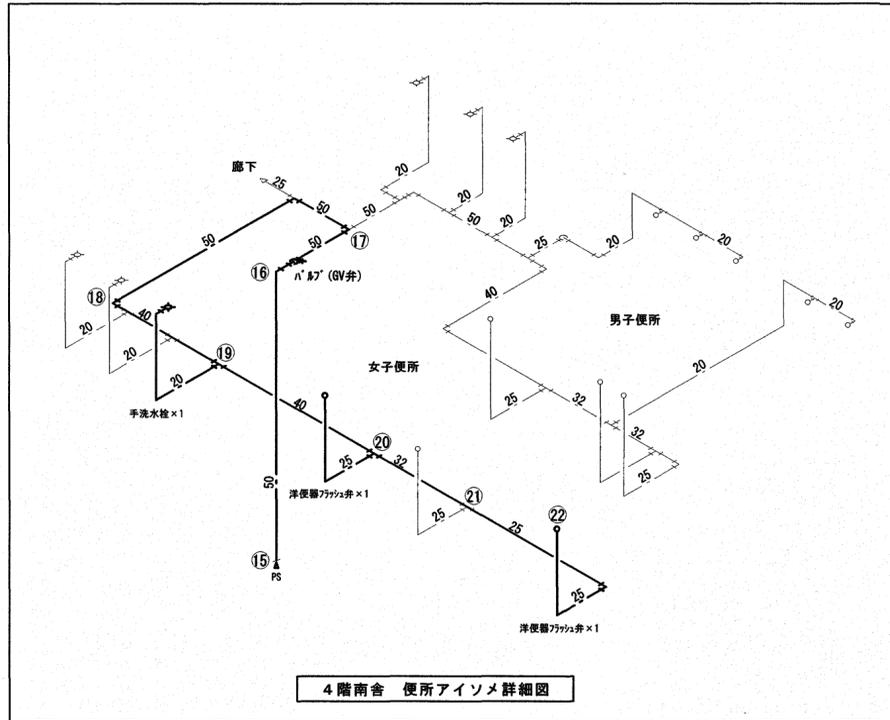
【既存・撤去】衛生設備 機器表					
記号	名称	機器仕様	電源	設置場所	数量
HT	高置水槽	FRP製サンドイッチパネル構造球形 (TOTO製、10m³入)		中舎 屋上	1
		耐震仕様：1.0G 脚（鉄骨）(H=600付)			
		コンクリート基礎据付			
		付属品：揚水管（φ80）給水管（φ125）ゴム製フレキシブル継手取付 オーバーフロー（φ125）防虫網、間接排水用 オーバーフロー用バルブ（φ50）、梯子			
		参考寸法：外径：2,500mm 高さ：3,500mm 重量：665kg			



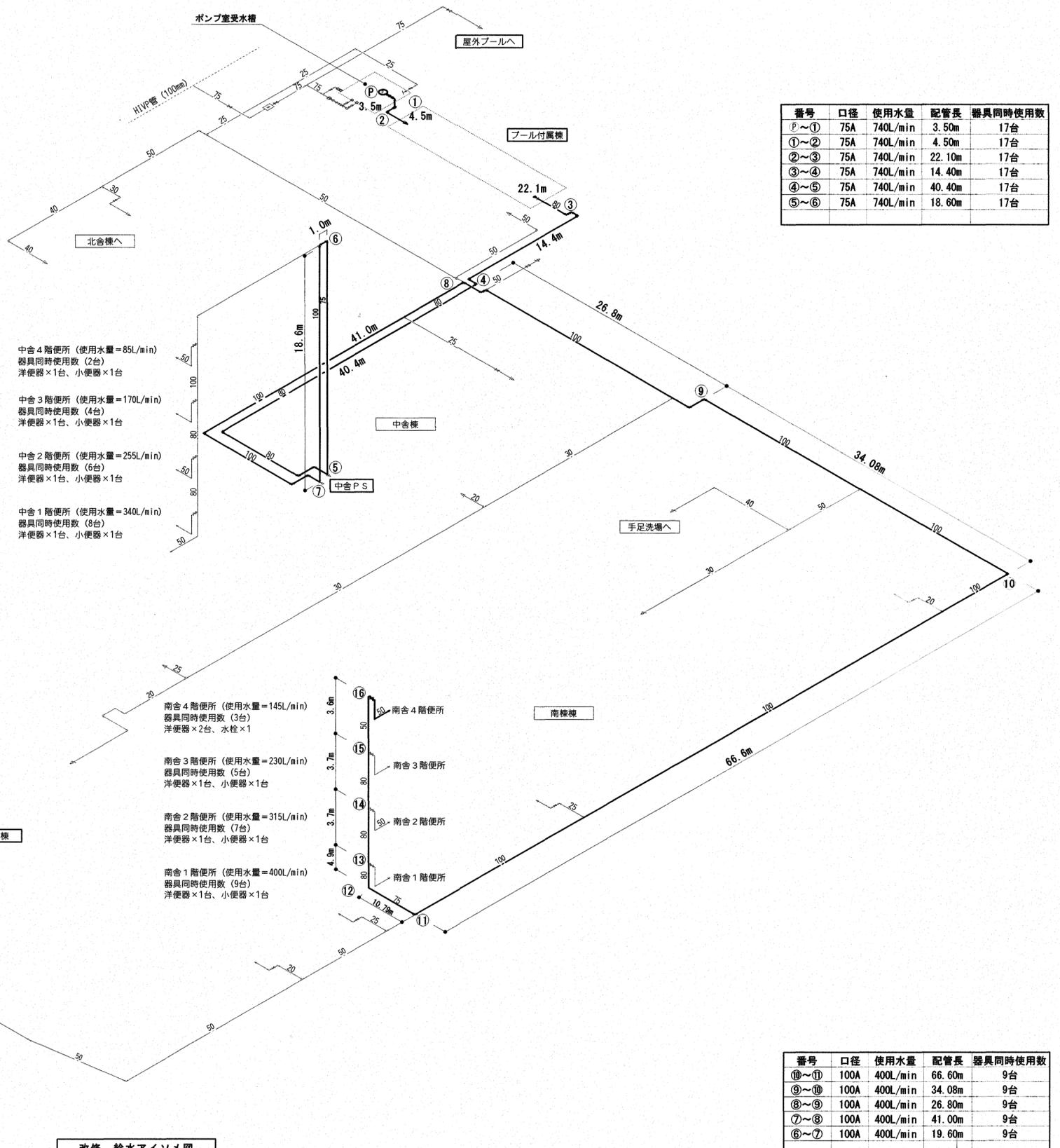
凡例	
	機器及び配管を本工事にて撤去・処分する
	既設配管接続を示す

出図 A2 100% → A3 71%縮小

特 記	株式会社 常石設備設計室 二級建築士事務所 (高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号 (高知県) 管理建築士 (常石 忠) 〒781-5108 高知市湖見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計	工事名称 一宮中学校貯水槽更新工事 図面名称 既存・改修 高置水槽平面図	設計年月 R07.08 縮尺 1/50	高知市都市建設部公共建築課	係 係長 課長補佐 課長	図面No. M-11



4階南舎 便所アイソメ詳細図



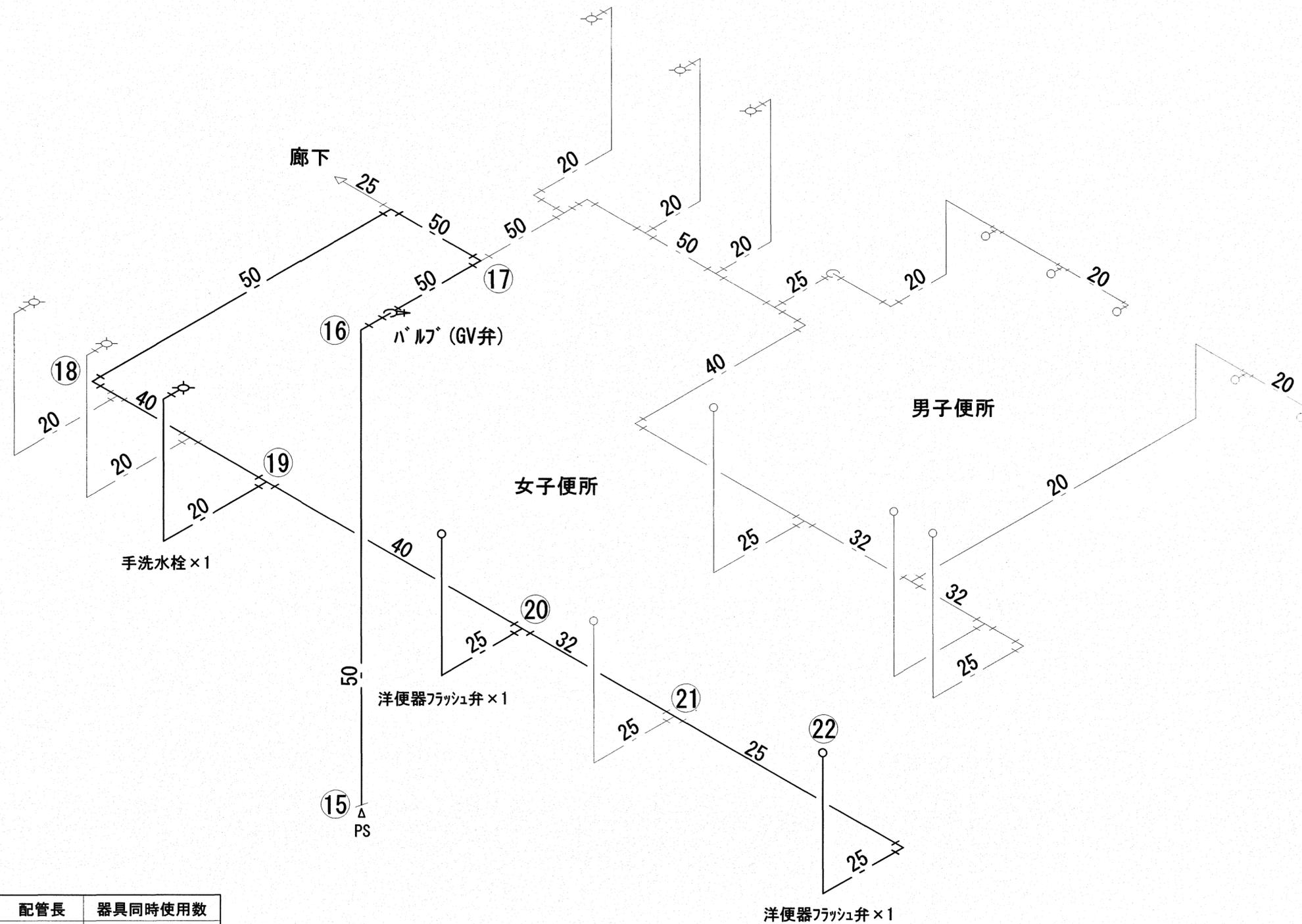
改修 給水アイソメ図

番号	口径	使用水量	配管長	器具同時使用数
P~①	75A	740L/min	3.50m	17台
①~②	75A	740L/min	4.50m	17台
②~③	75A	740L/min	22.10m	17台
③~④	75A	740L/min	14.40m	17台
④~⑤	75A	740L/min	40.40m	17台
⑤~⑥	75A	740L/min	18.60m	17台

器具名称	使用水量(1台当り)
洋便器77リットル弁	70L/min
小便器77リットル弁	15L/min
手洗水栓	5L/min

番号	口径	使用水量	配管長	器具同時使用数
⑮~⑯	50A	145L/min	3.60m	3台
⑭~⑮	80A	230L/min	3.70m	5台
⑬~⑭	80A	315L/min	3.70m	7台
⑫~⑬	80A	400L/min	4.90m	9台
⑪~⑫	75A	400L/min	10.79m	9台

番号	口径	使用水量	配管長	器具同時使用数
⑩~⑪	100A	400L/min	66.60m	9台
⑨~⑩	100A	400L/min	34.08m	9台
⑧~⑨	100A	400L/min	26.80m	9台
⑦~⑧	100A	400L/min	41.00m	9台
⑥~⑦	100A	400L/min	19.60m	9台

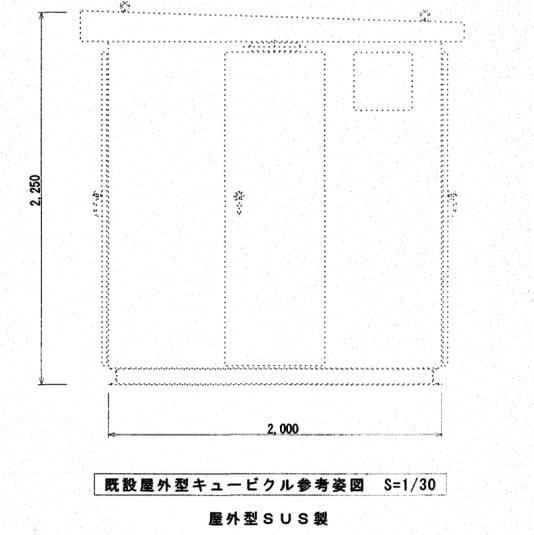
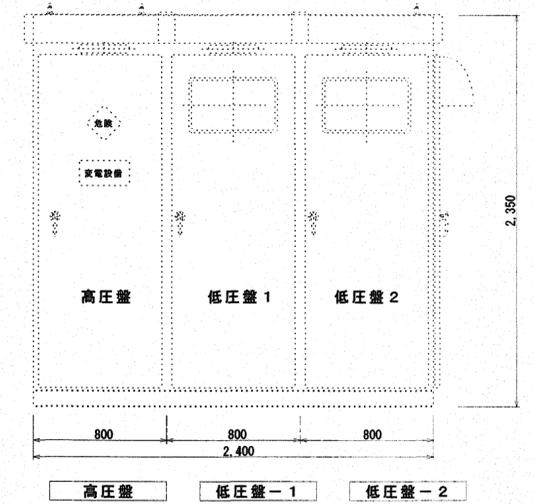
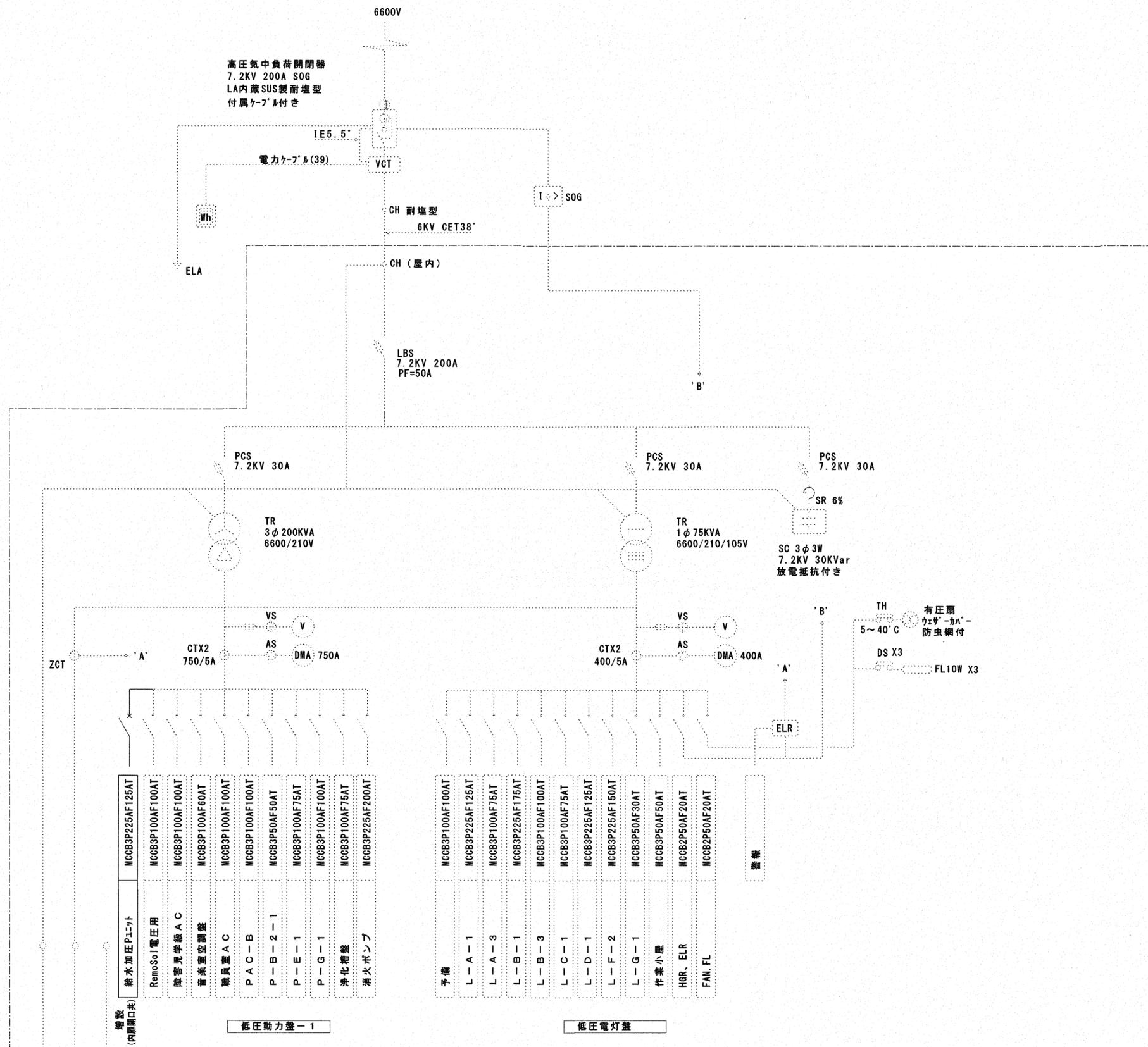


4階南舎 便所アイソメ詳細図

番号	口径	使用水量	配管長	器具同時使用数
①⑥～①⑦	50A	145L/min	0.94m	3台
①⑦～①⑧	50A	145L/min	3.24m	3台
①⑧～①⑨	40A	145L/min	1.17m	3台
①⑨～②①	40A	140L/min	2.00m	2台
②①～②②	32A	70L/min	1.19m	1台
②②～②③	25A	70L/min	3.36m	1台

器具名称	使用水量(1台当り)
洋便器フラッシュ弁	70L/min
手洗水栓	5L/min

出図 A2 100% → A3 71%縮小

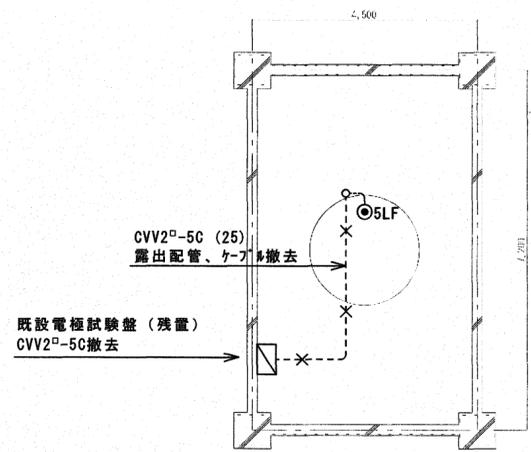


既設を示す。
改修部分を示す。

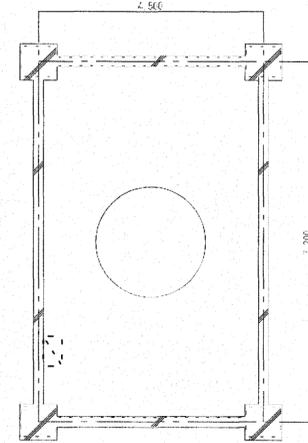
出図 A2 100% → A3 71%縮小

特記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所 (高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号 (高知県) 管理建築士 (常石 忠) 〒781-5108 高知市湖見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@cb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計	工事名称 一宮中学校貯水槽更新工事 図面名称 受変電設備単線結線図	設計年月 R07.08 縮尺 1/30	高知市都市建設部公共建築課 係 係長 課長補佐 課長 (下元) (戸田) (中村) (松本)	図面No. E-03

改修前

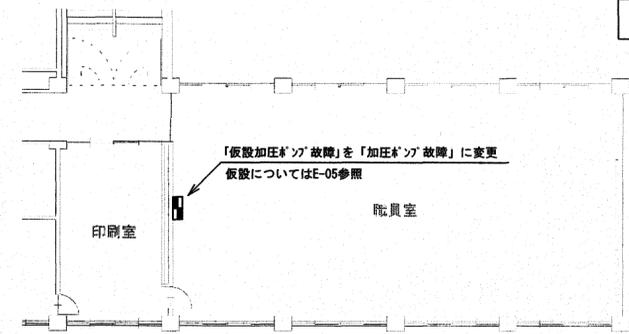


高架水槽廻り平面図 S=1:100

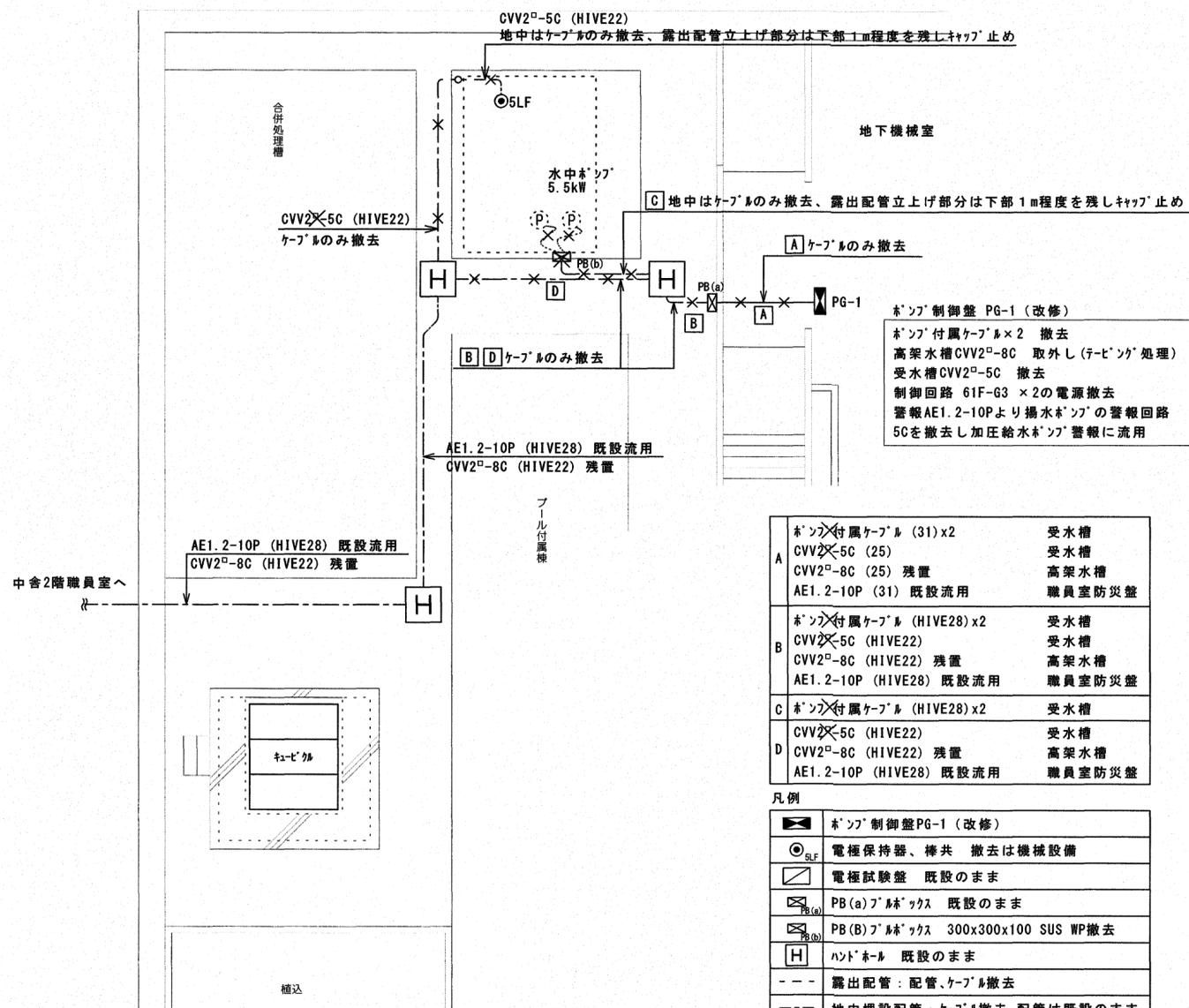


高架水槽廻り平面図 S=1:100

改修後



中舎職員室平面図 S=1:200



受水槽廻り平面図 S=1:100

CVV2-5C (HIVE22)
 地中はケーブルのみ撤去、露出配管立上げ部分は下部1m程度を残しキャップ止め

地下機械室

水中ポンプ
 5.5kW

C 地中はケーブルのみ撤去、露出配管立上げ部分は下部1m程度を残しキャップ止め

CVV2-5C (HIVE22)
 ケーブルのみ撤去

A ケーブルのみ撤去

B D ケーブルのみ撤去

AE1.2-10P (HIVE28) 既設流用
 CVV2-8C (HIVE22) 残置

フル付属棟

AE1.2-10P (HIVE28) 既設流用
 CVV2-8C (HIVE22) 残置

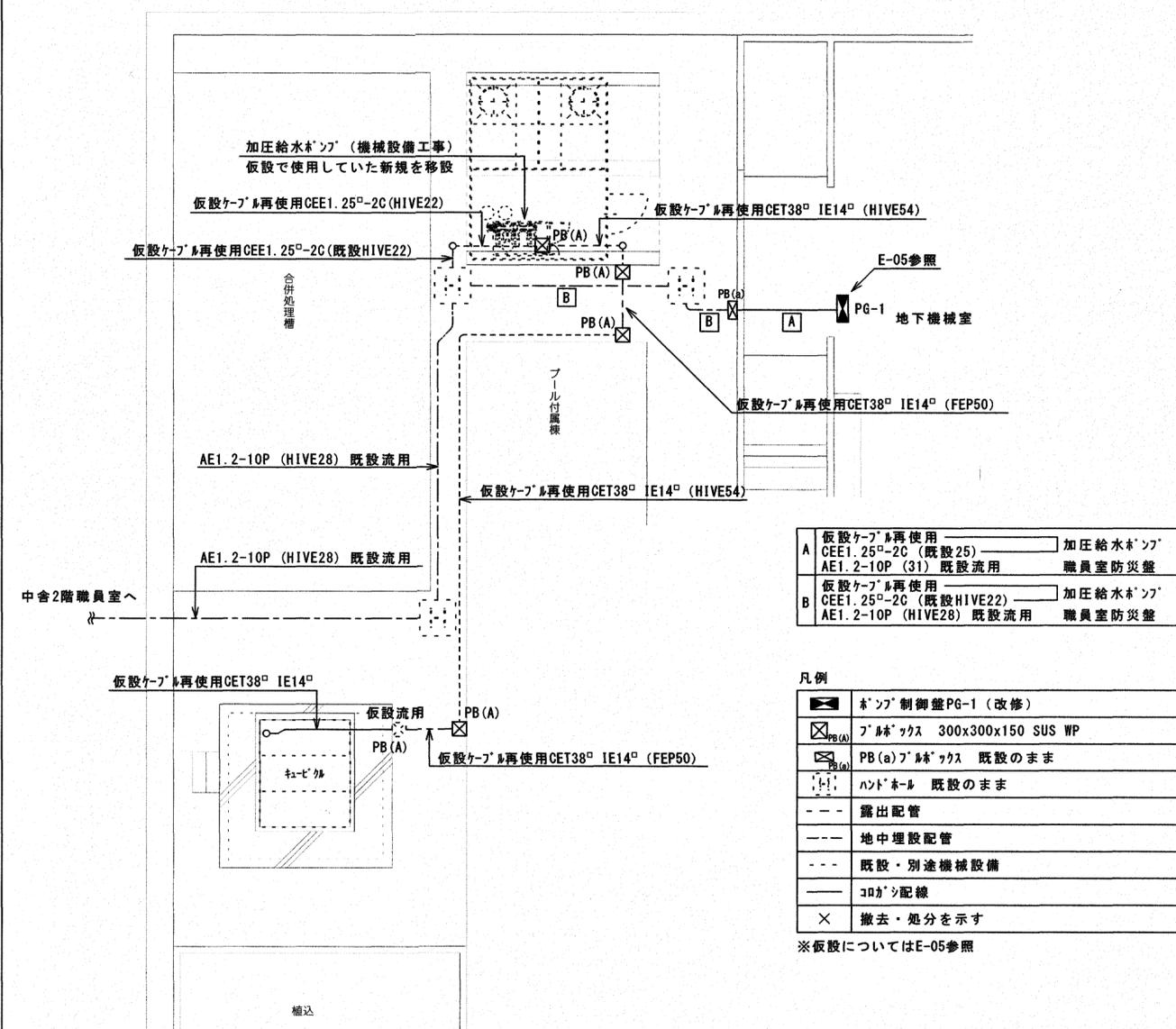
中舎2階職員室へ

ポンプ制御盤 PG-1 (改修)
 ポンプ付属ケーブル×2 撤去
 高架水槽CVV2-8C 取外し(テレポート処理)
 受水槽CVV2-5C 撤去
 制御回路 61F-G3 × 2の電源撤去
 警報AE1.2-10Pより揚水ポンプの警報回路
 5Cを撤去し加圧給水ポンプ警報に流用

A	ポンプ付属ケーブル (31)×2 CVV2-5C (25) CVV2-8C (25) 残置 AE1.2-10P (31) 既設流用	受水槽 受水槽 高架水槽 職員室防災盤
B	ポンプ付属ケーブル (HIVE28)×2 CVV2-5C (HIVE22) CVV2-8C (HIVE22) 残置 AE1.2-10P (HIVE28) 既設流用	受水槽 受水槽 高架水槽 職員室防災盤
C	ポンプ付属ケーブル (HIVE28)×2 CVV2-5C (HIVE22) CVV2-8C (HIVE22) 残置 AE1.2-10P (HIVE28) 既設流用	受水槽 受水槽 高架水槽 職員室防災盤
D	ポンプ付属ケーブル (HIVE28)×2 CVV2-5C (HIVE22) CVV2-8C (HIVE22) 残置 AE1.2-10P (HIVE28) 既設流用	受水槽 受水槽 高架水槽 職員室防災盤

凡例

☐	ポンプ制御盤PG-1 (改修)
⊙ _{5LF}	電極保持器、棒共 撤去は機械設備
☐	電極試験盤 既設のまま
☐ _{PB(a)}	PB(a)ポンプボックス 既設のまま
☐ _{PB(b)}	PB(B)ポンプボックス 300x300x100 SUS WP撤去
H	ハンドヘルド 既設のまま
---	露出配管: 配管、ケーブル撤去
---	地中埋設配管: ケーブル撤去、配管は既設のまま
---	既設・別途機械設備
×	撤去・処分を示す



受水槽廻り平面図 S=1:100

加圧給水ポンプ (機械設備工事)
 仮設で使用していた新規を移設

仮設ケーブル再使用CEE1.25-2C (HIVE22)

仮設ケーブル再使用CET38 IE14 (HIVE54)

仮設ケーブル再使用CEE1.25-2C (既設HIVE22)

仮設ケーブル再使用CET38 IE14 (FEP50)

AE1.2-10P (HIVE28) 既設流用

AE1.2-10P (HIVE28) 既設流用

AE1.2-10P (HIVE28) 既設流用

仮設ケーブル再使用CET38 IE14 (HIVE54)

中舎2階職員室へ

ポンプ制御盤 PG-1 (改修)

フル付属棟

地下機械室

PG-1

地下機械室

仮設ケーブル再使用CEE1.25-2C (既設25)

加圧給水ポンプ

AE1.2-10P (31) 既設流用

職員室防災盤

仮設ケーブル再使用

加圧給水ポンプ

CEE1.25-2C (既設HIVE22)

AE1.2-10P (HIVE28) 既設流用

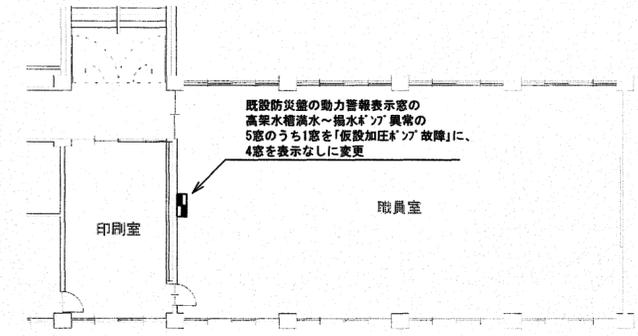
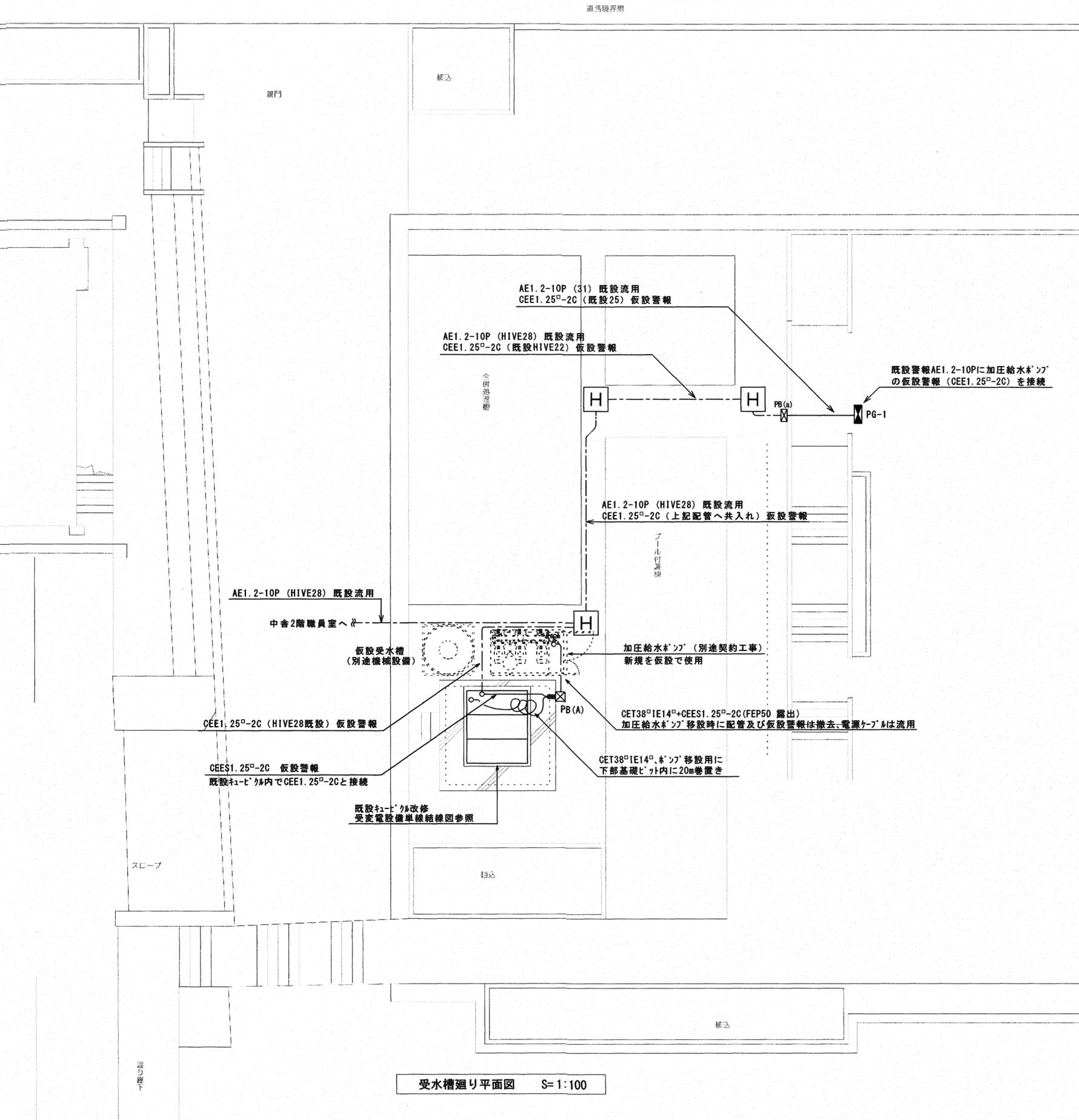
職員室防災盤

凡例

☐	ポンプ制御盤PG-1 (改修)
☐ _{PB(a)}	ポンプボックス 300x300x150 SUS WP
☐ _{PB(b)}	PB(a)ポンプボックス 既設のまま
H	ハンドヘルド 既設のまま
---	露出配管
---	地中埋設配管
---	既設・別途機械設備
---	コネクタ配線
×	撤去・処分を示す

※仮設についてはE-05参照

出図 A2 100% → A3 71%縮小



凡例

☒ _{PG(a)}	ポンプボックス 300x300x150 SUS WP
☒ _{PB(a)}	PB(a)ポンプボックス 既設のまま
■	壁貫通パイプ 75φ
□	ハンドホールド 既設のまま
- - -	露出配管
- - -	地中埋設配管
—	コロガシ配線
- · - · -	既設・別途工事

※CEE1.25^o-2C仮設警報は、本設に必要な部分以外は撤去とする。

出図 A2 100% → A3 71%縮小

特記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所 (高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号 (高知県) 管理建築士 (常石 忠) 〒781-5108 高知市湖見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計	工事名称 一宮中学校貯水槽更新工事 図面名称 受水槽廻り平面図 (仮設図)	設計年月 R07.08 縮尺 1/100	高知市都市建設部公共建築課 係長 戸田 課長補佐 中村 課長 松本	係 下元 係長 戸田 課長補佐 中村 課長 松本	図面No. E-05